

第三点として、今お話のように、用地部の設置ということで、今後の公共用地の取得についていろいろな混乱が想定され、今回の国会にも、公共用地の取得に関する特別措置法案が出ておるわけですが、現在この土地収用について、土地収用法上の土地収用というものがどういふ困難な場面等にぶつかつてきておるか、そういう実際の運用の面について御説明を願いたいと思います。

○政府委員(鬼丸勝之君) お尋ねのうちの最初の賠償及び国際協力に関する事務でございますが、これは現在、大臣官房におきまして海外協力課という課が設けられております。ここで処理いたしておりますものを、今回新しい局に移管しようというものでございしますが、この関係の仕事といたしましては、直接建設省自身が賠償なり国際協力の事務の責任を持つておるといふ意味の仕事は少ないのでございまして、結局海外的に具体的に今進んでおりますのを申し上げます、たとえばマリキナのダムの建設、この計画が進んでおりますが、これに對しまして日本の業者が向こうに進出したしまして仕事を担当するわけでございますが、これらの業者の選定、推薦、それからこれらの業者が必要とする資金の融資のあつせん、こういう仕事をやっております。

そこで、そのほかに、なおインドネシア等でホテルを建設するというような仕事をいたしております。簡単に申しますと、なお東南アジアがおもでございますが、賠償関係、あるいは賠償担保でいろいろ土木建築関係の工事の仕事がございまして、これに對する

日本の建設業者の進出を円滑ならしめるためのあつせん業務と、こういうふうに御了解をいただきたいと思ひます。

それから産業開発青年隊でございしますが、これは国土開発の促進と農村の次三男対策ということからこれが生まれて、現在大体一隊二十五名で、おもな府県でございしますが、府県隊が二十四隊、それから中央隊と申しまして、建設省の地方建設局に直轄で置いておられますのが九隊、そのほかに幹部の養成を目的とする隊が一隊ありまして、三十六年度は総計八百五十名の訓練を実施する予定にいたしております。これらのうちにはブラジル移住者も訓練する予定にいたしております。それは幹部隊の一隊と地方建設局の中央隊におきましてブラジルに移住する向きの者を訓練いたしております。訓練の内容は、建設機械の技能者として仕立てるといふのがおもなものでございします。

○国務大臣(中村梅吉君) 公共用地の取得に関する特別措置法との関係についてのお尋ねにお答えを申し上げます。実は、従来御承知の通り、土地収用法がございまして、公共的な事業につきましては土地収用法が運用されてきておるのでございしますが、非常に慎重な手続になっておりますことはよろしいのでございしますが、この収用法を適用することによって、事業施行者として、非常に時間がかかるケースになつておりますので、かような関係で、あまり適用をしたがらないでございまして、何となく話をつけたいということのために、要するに、よく俗に申

しますとね得と申しますか、ごねておる者には、法律を長期間かかって適用していくよりも、無理でも奮発して話をつけようということになりますので、事業がおくれるということも一方にあり、かたがたそういう事柄が一般地価等のつり上げになりまして、一つのそこが例がございまして、周辺の地価高騰を来まして、地価の抑制の上からも芳しくない現状にあるわけでございます。

そこで、今度の特別措置法におきましては、用地取得で各種の公共事業、公益事業が行き詰まつておる現状にかんがみまして、できるだけ急速に用地取得のできる道を講じたい。しかし、一方、私権の保護等の関係がございしますから、私権保護に欠けることのないように十分の配慮をする必要がありまして、これらの関連をにらみ合わせまして特別措置法の制定をいたしたいというわけでございます。特別措置法は、基本として用地取得——用地審議会を作りまして、法律の上でも、この特別措置法を適用する事業の重要性というものを拾ひまして、列挙主義をとります。そのワケの中から、さらに審議会の議に付しまして、特定事業として取り上げるべきかどうかについては、公正な審議会の委員の方々に御検討いただきまして、この特別措置法を適用すべき適用事業であるという決定をみたものについてのみ適用をしようということでございます。従いまして、この特別措置法が制定されましたも、あくまで用地取得については土地収用法が基本的な母法でありまして、それに対する特例としての特別措置法は制度に

相なるわけでございます。なお、さような手続の進行を早める特別措置の制度でございますから、私権の保護については、内容としていろいろな新しい構想をこの中に織り込んでおるようないで、特別法がございしても、特別措置法単独だけの法律でありませんで、あくまで土地収用法という母法の上に立つた特別措置法である、こういう形になつておる次第でございます。

○一松定吉君 ちよつと伺ひますが、この衆議院における修正案は、衆議院を通過したのですか。

○国務大臣(中村梅吉君) はあ。

○一松定吉君 ところで、私は、特に大臣並びに政府委員等に対してお願いしておきたいことは、どうも建設省が砂防という点に對して、あまりにこれを重く用いていないという弊害です。御承知の通り、山林等の施設が十分でないために山くずれをしたり、林野を荒らしたり、土手を流したり、美田を荒らしたり、家を流失したりするといふことが多い。洪水のためにこういう弊害の起こることは言ひまでもない。その洪水は、その原因はどこからくるかといふと、いわゆる山林における砂防という事業に十分力を入れない結果である。このことは、私が建設大臣のときに、これが重大問題として全国の土木部長がこのことを非常に痛感をして、建設省に砂防局というものを設けるという決意をしたのであります。決議をして、そうしてそのことをいよいよ実行しようといふとき

になつて私が建設大臣をやめて、益谷君が建設大臣になつた。ところが、自來この仕事がいよいよ重く用ひられなくて、常に河川局というやうな方面で、

いつも河川局の下に砂防課というやうなものを設けて、そうしてやつておつたといふやうなことで、ずつとそれが今日まで継続してきておるといふことは、あまりにもこの洪水の頻発を輕視して、それがために田園を流し、橋梁を流し、家を流すといふやうなことが年々歳々行なわれておるとは十分に御了知になつていなければならぬ。ところが、これは實際の問題をいいますと、建設省の中に砂防に関する関係の知識を持つておる専門家が少ないのです。元政務次官をしておつた赤木君がおつたときには砂防に力を入れておりましたが、その後建設省に砂防に関する知識を持つておる方が少なくて、これをどつちかといふと輕視してゐる傾向がある。この問題について、これは衆議院に有志の小山邦太郎君が働きかけて、そうしてこの修正案ができておる。ところが、これは部です。ほんとうはこれはもうその上に上げて、そうしてよほど力を入れて、砂防に関する知識を持つておる人が、洪水等の被害を少なからしめる意味において、その機構を拡充強化する必要があるのです。これを一つ中村大臣の、幸いにあなたはこういうことについて御理解を持つていらつしやる方でありまして、それから、本来、部といふものを置いて、そうして大いに仕事をやつていただくという関係において、十分に一つ力を入れて砂防部を局の下に置くことになつてゐる、局の下になつてゐる、こういう点、私はむしろ局より上に置く、あるいはそれができなかったら砂防局というものを設けて、その方面に専門の方を入れて、今言ふ通り、洪水等のひんびんと発生する弊害を除

去するということにお力を入れなければならぬと思うのでありますが、幸いに河川局に砂防部を置く、今まで砂防課であったのを砂防部を置くということになっただけでもうれしいのであるが、一そう力を入れて、将来はもとより洪水等の心配のないような施設をしていただきたいということを希望いたしておきますが、これに対する大臣の御所見だけを承って私質問を打ち切りたい。遠慮なく御意見を発表していただきたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 砂防の重要性につきましては、私自身も十分認識をいたしておるつもりでございます。実は砂防を軽視してゐるのではないかと、いろいろおしかりを二松委員からいただいたのでありますが、実は内容的には軽視してゐるわけではないのであります。本年度の、三十六年度の予算編成にあたりまして、私どもは重々その点を承知いたしまして努力いたしました結果、たとえば五年度に比較した予算の伸び率にいたしまして、一般河川は一・三%、それからダムが九・四%に對しまして、砂防の経費は一四・四%ほどで、伸び率も、他の事業よりも比較して多く伸びておるのでございます。ただ、設置法改正にあたりまして、三十六年度予算編成当時、私どもは今議題にしていたのでございまして、原案の建設局の設置と砂防部の新設と、両方を要請したしたのでございまして、建設省が道路局、河川局、住宅局というふうな工合に、すべて事業別縦割りでございます。総合計画、長期計画等をやらなければならぬ重大な

使命を持ちながら、それを専門に担当いたしまする部局がございませんで、この方が急を要するであろうという行管あるいは大蔵省等の審査の結果の考え方から、砂防部の新設は実は実現をしなければならぬわけでありまして、今、局にしようとお話もございましたが、砂防は河川とも関係ございまして、やはり河川とは離れることのできないこれは筋で、河川と切り離した砂防ということにもこれはなりかねるのでございまして、私もとしましては、河川局の中に今ございまして砂防課を、できれば何とか砂防部に昇格し、機構を強化いたしまして、砂防については一そう重点を置いて努力をして参りたい、かように目下考慮をいたしておるのでございまして、この旨につきましては、参議院建設常任委員会におきまして、砂防部設置の要請に関する御決議がございまして、この院の御趣旨については重々敬意を払ひまして、実現に努力をいたしたいと思つてゐる次第でございます。

○一松定吉君 今、大臣のお話を承ります。私、多少喜びに感ずるのであります。私、これはもうよほど以前から建設省で問題になっておる問題なんです。どうも建設省の關係ある局長、課長の方が、砂防に關する知識が十分でないといふ失礼ですけども、どうもこれを軽視する傾向があるもので、非常にわれわれは實は憤慨しておるのです。幸い中村大臣がたまたまの御意見であります以上は、今年はやむを得ませんから、一つ課を十分に充実に、将来は局にこれを格上げをして、一そう洪水等の防止に

努力せられんことを希望いたします。砂防ということが行き渡れば、いわゆる堤防をこわしたり、橋梁をこわしたり、それから美田をこわしたり、住宅を流失したりするといふ弊害がなくなるのですから、この点に十分一つ御考慮を払うように、特に大臣にお願いしておきます。質問を終わります。

○委員(吉江勝保君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(吉江勝保君) 速記をつけて下さい。
暫時休憩いたします。
午後零時四十分休憩

午後二時四十七分開会
○委員(吉江勝保君) これより内閣委員会を再開いたします。見受けましますところ、社会党の委員の諸君の出席がないようでございますので、質疑に入りまします前に、社会党の諸君の出席を重ねて今要求をいたしますから、しばらくお待ちをいただきたいと思ひます。
ちよつと速記をとめて。
午後二時四十八分速記中止

午後三時二十四分速記開始
○委員(吉江勝保君) 速記をつけて。
これより内閣委員会を再開いたします。

午前中、本委員会におきまして建設省設置法の一部を改正する法律案を審議いたしました。再開後は、同法案の審議を継続して行なう予定でありましたが、理事間の話し合い等におきまして十全を欠く点もございましたので、

同法案の審議は、これを次回に譲ることいたします。

○委員(吉江勝保君) これより防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案、以上兩案を一括して議題とし、質疑を行います。
政府側出席の方は……(議事進行)と呼ぶ者あり)発言中であります。出席の方は、池田総理大臣、西村防衛庁長官、加藤防衛庁官房長、海軍防衛局長、小幡教育局長、小野人事局長、木村経理局長、林法制局長官、山内法制局長、第一部長でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願ひます。
○伊藤道雄君 議事進行。詳しいことは申し上げませんが、最終的に、委員長が独断で午前中に委員会を開いたことについて、両党間で話し合いがあつて、再開冒頭に委員長から陳謝の意を表明する、その陳謝の意についてわれわれが了承できれば、もちろん審議に協力すると、そういう態度でわれわれは臨んだわけです。ところが、陳謝に全然觸れてないじゃないですか。両党の話し合いに何ら觸れてない。不信感もきかれます。陳謝すべきだ、当然、それから当然入るべきだ。

○委員(吉江勝保君) 大体私がたまたま申し上げたことが、両党の会談におきましても了承を得ております。先ほど申し上げましたことで御了承いただきます。

質疑のおありの方は……(議事進行)と呼ぶ者あり)大和君。
○大和与一君 先ほど私の方の議員総会で会長から報告がありましたこと

は、今委員長からお話しございましたけれども、これは経過報告であつて、せつかく私も、会長のたびたびお話ししておるうちに、むやみに引き延ばそうと思つてゐるのでなくて、そうではないんだから、けじめをつけてきちんとやろうではないか、こういうことがおたくの方の会長とも円満に話し合いができたかと報告を受けたんです。そうしますと、委員長もそう固くならぬで、せつかくこれは始まるんだから、経過報告みたいなことをしないで、あつさり、午前中議長に了解を得て委員会をやろうとしたけれども、そのときに議長の方からは、社会党の方とも話をまとめてやりなさいよと、こういうだめ押しをされてゐるんだから、それをなさらないとどこにおいてこの問題が起つたんですから、その点は明快にあつさりとはやりおやりになつて、そして委員長として、総理もお待ちになつてゐるわけなのだから、早く議事をスムーズにやつてもらふ、こういうやり方は当然内閣委員長としてはあり得べきじゃないですか。それをやらぬでこじらすんだから、それは約束と違ふわけですから、もう一ぺん会長を呼んで来なさいよ。違ふ。両党間の友好的の話し合いによつた結論に達するならば承知しません。もう一ぺん呼んでやり直さない。

○委員(吉江勝保君) 一つ理事さん、今の会長に念を押していただきます。

○塩見俊二君 たいま委員長から、両党の理事間の話し合いについて、十分の何といひますか、詰めが行なわれていなかったために、それで午前中委員会を開会した、しかし、午後の会にお

いは、建設省の關係は日程から本日はずした、こういう趣旨のお話があったわけだ。私は、今陳謝するといってお話を承ったわけでありすが、私は、今の委員長の発言でその間の事情は十分に明瞭になり、委員長の立場も明確になったわけなので、このまま進行願いたいと思います。

○大和与一君 別にそここだわつていゝるのではなくて、あなたの方はどうしてあつたしなないのですか。午前中のやり方は民主的でない、その点を僕は言いたいのです。ほんとに公平にやつたというなら、委員長はこういふ議事運営の仕方であるはずがないですよ。その点に一言も触れないで、今の塩見理事のお話もわかるけれども、それはあつさり言ひなさい。あなた午前中やつたのは民主的じゃないじゃないですか。こういう議事運営、これでは正しい政治の姿じゃないじゃないですか、それをどうしておやりになったのですか。それは内容はわかつたから、こちらは話を聞いてわかつたから、だから委員長あつさり触れて、こういう点は非常にまづかつたといふことをあつさり言ひなさいじゃないですか。陳謝の陳の字も入つてない。経過報告を聞いているのではないですよ。その点あなたあつさり、ほんとに一言もあつさり言ひなさい。あなたの方の会長から聞いてなかつたのなら、明確にして下さい。それでなければ議事ができない。

○山本伊三郎君 委員長、あまりこだわらずに、私と伊藤君の社会党の理事と、それから自民党から委員長と小崎、村山の両理事が出て、あなたの方の重宗会長ですかと高橋幹事長、私の

方の千葉会長、近藤副会長が出て、そこで話をきめた。きめたというの、われわれの言うことは言つてしまつた。そのときに千葉会長があなたに、午前中のあの委員会においてやる前に、議長の方に議連の方の了解を求めたところが、社会党と、いわゆる野党と与党の間の話がうまくまとまるならば、本会議開会中でも委員会を開いてもいい、こう言つたけれども野党の了解は得ておられない。従つて、そういうことを、陳謝といわなければ、そういう経過で要するにそういうものが間違つてあつたといふことの意味を言われたら委員会はスムーズに運ぶのです。それをあなたになぜ言わぬのですか。われわれの前で話をしたことを、それを言つてもらいたい、こう言つてゐるのです。

○委員長(吉江勝保君) 午前中の会を開きますのは、委員長理事打合会の結果を申しましたような事情で開いたものであります。並行審議でありますので、議長の方に許可の手続をとりまして審議に入つたのであります。それが、社会党の議員の諸君が御出席にならなかつたのであります。従つて、その会を開きますことにつきまして、委員長としましては、今少しく慎重を欠いた点があると私も認めますので、これをもつて遺憾の意を表しておきます。

○大和与一君 委員長、そここだわつてはいかぬ。そこまでおっしゃると、きのう皆さんが理事会で打ち合わせされたのは、総理をあたひ御出席をいただきます、こういうことをはつきり言つて、そうしてけさ御返事をいただく、こういつてじりじりして待つて

おつたわけだ。それがなかつたものだから、本会議が始まつたから入つた。今の委員長のおっしゃつたのは、本会議が始まつてからの話はわかりませんよ、それでこつちへ来た、その前提があつて総理の御返事をちゃんと下さるというのだから、けさから待つていたわけですから、そのことを待つていたわけですから、私ども理事打合会に来ていないし、せつかく会長会議で円満におさまつたと承知をして喜んで来たのですけれども、違ふのですよ、これは。

○小幡治和君 いろいろお話ありましたが、陳謝云々というようないろいろなお話も社会党からありまして、今、大和さんのお話のようなことを言いますと、またこれは理事間でいろいろなことを言わなくちゃならないのです。そういうことは一応水に流して、今委員長があとこゝで、遺憾でしたといふことまで言われたのですから、一つ総理のお約束の時間もこれだけ過ぎてしまつて、事実時間もありません。それです。一つどうぞそこでもつて、委員長はそれだけのことをあなた言われたのですから、一つ社会党の方も了承して、田畑委員が発言を求められておるのだから、田畑委員に発言を認めて進行していただきたいと思ひます。

○委員長(吉江勝保君) それでは質疑に入つて参ります。質疑者田畑君。(こゝろいふことは多数決でやることじゃないでしよ)「発言を求めてゐる」「大事な問題だ」と呼ぶ者あり)田畑君、お願いいたします。(こゝろいふことを言うな)「議事を妨害するためにやつてゐるんじゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)発言を許しておりますから……これ終わりましたらまた発言を許します。

○田畑光君 この際、時間も限られておりますので、私二、三の点について總理に質問いたしたいと思ひます。が、新聞の伝へるところによりますれば、けさ国防会議の懇談会が開かれて、第二次防衛力整備計画についての案の話合いがなされておるはずでございます。こういう時期におきまして、總理自身よく御承知のように、昨日の新聞でわれわれは拝見いたしました。が、自民党の国防部会におかれて、防衛体制確立に關しての基本方針を發表されておるわけでございます。この案を私読んでみますと、従来の防衛庁中心として作られました第二次整備計画と比較いたしますならば、飛躍的な防衛力の拡充を考へておる。それは単に防衛力の量的問題だけでなくして、私は、防衛力の質的な転換をなされておる、こういう工合に見えておるわけでございます。ことに与党の案によりますならば、昭和四十一年には国民所得の二〇前後を防衛費用に充てるべきである。これに對して第二次計画の防衛庁案では、昭和四十一年二千九百億、一・六〇前後予定しておるわけでございます。

そこで、私は、總理は与党のこの申し入れに對して善処を約束されたようでございますが、第二次整備計画の中には、与党の国防部会を立てられましてこの基本方針をどのように採用なさる方針であるのか、これを總理から明確に承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 先般、自由民主党の国防部会の方々数名から、党内における国防部会の一応の意見を承りました。これは御承知の通り、政調会におきます国防部会の案でございます。党の正式のまだ議決にも何もない、単に部会の考え方として一応承つた程度でございます。

○田畑光君 私、ただいまの總理の御答弁は不満でございますが、昨日防衛庁長官は、同じような私の質問に對して、与党の申し入れについては、十分政治的に尊重して参りたい、考慮して参りたい、こういう旨の御答弁があつたわけでございます。私は、国防會議の議長であり、自衛隊の總責任者である總理は、防衛力の問題は今日国民に最も關係の深い問題であります。ゆゑにこそ、この際、率直な私は御意見を承りたい、こう考へておるわけでございます。ことに私、与党の基本方針の中で注意を特にいたしました点は、防衛基盤の確立といふ問題でございます。國民の防衛意識を高めるといふことを強く主張しておるわけでございます。私は、この点について思ひ出しますことは、池田總理も所屬されました當時の自由党の憲法調査会は、昭和二十九年の十一月、日本國憲法改正要綱案を發表しておりますが、その中におきまして、憲法改正の上、新たに國の安全と防衛に關する一章を起して、その中においては、たとえば統帥權の問題、軍の編成、維持、戦争並びに非常事態宣言、軍事特別裁判所を設ける問題、さらに國防に協力する國民の義務をうたひべきである、こういうことを言われておりますが、私は、防衛基盤確立の点で、特に國民の防衛意識振興の問題は、結局憲法の問題に發展すると考へておるし、与党の憲法調査会で、また今年の十月を目途にして憲法

改正草案を発表するといつておりますが、この点に關しまして池田總理はどのように考へておられるか、承りた

と思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 憲法改正するべきやいなや、あるいは改正をする

とせばいかなる点かという問題につき

ましては、各方面でいろいろ検討は行

なれておるようでございます。私は、

法律によつて定められました憲法

調査会の調査を待つて、そつしてこ

う問題は國民とともに判断をいたし

たいと考へております。

○田畑金光君 まあ私、限られた時間

でございますので、要約して申し上げ

ますが、次に、私、非常に注意を払い

ましたのは、昨日同じく防衛庁長官に

お尋ねいたしました、防諜法の制定

について池田總理はどのように考へて

おられますか。今MSA協定に基づく

秘密保護法だけが軍事上秘密保護の唯

一の立法でございますが、これも御承

知のように、MSA協定に基づくアメ

リカからの援助、武器、弾薬その他に

關する保護法でございます。そつし

う点から今後の防衛力の発展からな

めたときに、新たに防諜法を制定する

必要がある、こつういふ立場に立つて

憲法はこの基本方針を掲げられたと思

いますが、その点についてどう考へに

なつておられるか。

会の終わつたところ、私は政府の正式案として発表されると考へております。同時に、また今回の与党の示された基本方針自体も、また總理のアメリカに行かれる手みやげと申しますか、防衛力に關するおみやげといふような考へ方でお出でと見られるわけござい

ます。この点について總理はどうか考へておられるか、あらためて承りたいと考へております。

以上二点でございます。

○國務大臣(池田勇人君) 自民党の国防部に

おきましては、防諜法を制定する必要ありと、こつういふふな

ことも書いてございまして。しかし、御承知の通り、われわれといたしましては、

ただいまのところ、防諜法を設けると

いふ考へ方は今持つておりません。

それから第二次防衛計画を国会終了後すぐ定めるかきめないかという問題

につきましては、今せつかく防衛庁で

検討中でございますので、いつきまる

かわかりません。私はこの第二次防衛

計画を持つてアメリカに行くか行かな

いか、こつういふ問題につきまして

めていないので、われわれはアメリカ

に行く行かないの問題でない、日本自

体が第二次防衛計画を独自の考へで

きめるべきものだ、十分の検討を加

て結論を出したいと思つております。

○委員長(吉江勝保君) ちつと申し

上げます。總理の出席が三時半までと

いふことになつておりましたのがだい

ぶくらんのような状況で、四十五分ま

でおくれて参りましたが、この際、總

理に對します質問を社会党の方でお

やりになります方がございまして、

今總理に、いまだし御在席を願ひたいと思ひますが、質問者はございませ

ですか。あるんですか。(ありますよ、それより議事進行について発言を許しなさい)と呼ぶ者あり)時間がな

いですが、總理に對する質問があれ

ば許します、もうないなら總理にお

立ちを願ひます、四十五分ですから。

(議事進行)「議事進行が済んでか

ら」と呼ぶ者あり)質問者ございませ

んですか。總理退席になりましたも

ろしいですね。(いかぬです)「議事

進行」と呼ぶ者あり)議事進行を許し

ますけれども、總理は四十五分退席

されまして、もし總理に對する質問が

ございまして、いまだし時間をと

りますか。(總理の時間何時まで

ですか)と呼ぶ者あり)三時半まで

であつたのが四十五分まで延びたんで

す。(何時までいるのですか)と呼

ぶ者あり)質問は何時までと申しま

しても、こつういふかたうと思ひま

す。(議事進行)と呼ぶ者あり)總理

に質問があれば許します、總理が

お歸りになつてから議事進行いたしま

す。(逆だよ)「そんな取り扱いがあ

るか)「議事進行やりなさい」と呼

ぶ者あり)總理に對する質問者ござ

いせんですか。質問があるなら許しま

す、質問がなかつたら總理がお立ち

になりますから……。お立ちになつて

もよろしいですか。あるなら御発言願

ひます。(そんなことを言つてい

うちに済んでしまふ)「ものには順序

がある)「議事進行」と呼ぶ者あり)

それでは、總理の退席を許しますか

ら。

う立場を離れて、自民党の委員長とし

て終始しておる。

○委員長(吉江勝保君) そんなことは

ない。

○伊藤頼道君 最後まで聞け。そこで、

昨日の委員長理事打合せでこつうい

うことがきまつたかといふことを、こ

れは非常に本日のこの委員会の運営に

きつめて密接な關係があるわけだ。私

どもの方の申し入れが、明日總理を呼

ぶならば、こつういふ前提に立つてき

よは定例日ではないけれども、自民党の

理事の要求をいれて、防衛二法に限

て審議してよろしい、そつしてあと

四人残されてこの委員の審議を全

部終つてもよろしいといふことに對

して、自民党の理事の方から、ぜひ一

つ建設省設置法をやつてもらいたい、

そつでないと修正しなければならぬ

かといふことで、大らかな氣持で、こ

れをもこつちは了承したわけだ。そ

こで、どうも明日總理を呼ぶことに

つての御回答は、態度があいまいで

あつたので、これはうっかりすると

テンにかけられる、そつういふ考慮も

されたので、両理事に對して、この確

の意で明確にしてもらいたい、そ

のことに対して小幡理事が、党本部に

歸つて極力当たつてみる、そつして回

答を申しましよう、待てど暮らせどな

かなか戻つてこない。そこで、村山理

事にこのことについて追及いたしまし

たところ、村山理事は、私も実は憤慨

してゐるのだといふことを本人も言

れてゐるわけだ。そこで、あとで様

子を聞くと、外出してしまつたとい

う回答であつたわけだ。まああなたが

て回答があつてしまふべきだ。ところ

が、その回答はせずして、直ちに皆

さんお集まりだから委員会に出てもら

いたい、こつういふことを委員部の人

間を通して、再三督促があつたわけ

だ。これは話が違ひ、われわれはあく

も明日總理を呼ぶならばといふ前提

に立つて話が進んでゐる。そつして、

含みとして、明日總理が出席して質

疑を終れば、翌金曜日は本会議の定

例日である、こつういふことまで

私どもも立場で申しておるわけだ。

にもかかわらず、こつういふきつめて大事

な第一前提、大前提を抜きにしてこ

の委員会を開いた。そのこと自体が

すでに公約違反なんだ。しかも、本

会議と並行して委員会を開いたこと

については、先ほど指摘があつたよ

うに、議長に了解を得て、許可を得

て、ただし、無条件ではないわけだ、

両党が仲よく審議できる状態とい

ふ、こつういふ条件があつたわけ

だ。ところが、社会党が一人も出な

い。この委員会が円満に運営されて

おるとは思ひたくない。こつういふ

ことから私どもも委員から、御意見

について追及が断絶行、内閣委員

会の委員長としてではなくして、

自民党の委員長としての立場から

のこつういふ断絶行について、その

非をこつて陳謝すべきである。そ

のこつていふわれわれは両党間の話

合を報告として受けてこつて臨んだ

わけだ。従つて、ありのまま委員長

が遺憾の意を表されるならば、われ

われはあくまでも審議すること自体

にはやぶさかでない。当然協力して

きた。そつういふ態度で、おおろ

かな氣持で臨んだにもかかわらず、

両党間の話し合ひのその結論を曲

げて、そつして理解も

何もしないうちに審議を進めようとする。そういう非民主的な運営について、われわれは遺憾の意を表するわけです。前々からこの法案の審議は慎重にやるということ、そうして委員会の運営は民主的に、もって国会の正常化をはかる、これがかねがねの両党間の話し合いであったわけです。そういう線に沿うてわれわれはずいぶん協力してきておるわけです。審議引き延ばしなど、この段階で毛頭考えていない。ただ、重要法案であるから、本日残りの委員全部やつてもらいたい。四人残っておるわけです。一人二時間の見当でありましたから八時間、二時からやれば十時になるわけです。そこで、無理をしないで、明日木曜は定例日だから、ここで総理を呼んで、そうすれば翌日金曜は本会議があるではないか、こういうことでわれわれは了承したわけです。こういうことを無視して、大事な大前提をたな上げしておいて、あの結論だけをたてにとつて、公報に出ているからという、そういう態度ではわれわれ了承できないということをして申し上げておるのであって、審議そのものには十二分に協力もし、理解を持ち、そうして残された法案の審議にも協力しつつあるわけです。こういう中で、あなたはただ一方的に、委員長の仕事をもつてわれわれの発言を封ずるような態度については、この委員会の正常化はとるべき時期に得られない、こういうことをきわめて遺憾に思うわけです。

○委員長（吉江勝保君）　ほかに……。

○大和与一君　あなたはあれですよ、総理大臣でも議事規則に従わなくちゃいかなのですよ。ちゃんと国会法を見

てごらんなさい。議事進行と言ったら、そっちを先にやるのがあたりまえじゃないですか。どこにそんな順序変更しろということが書いてあるの、そのの条文を示して下さい。なぜそんなめっちゃやるのか、そういうめっちゃをきのうもやり、けさもやったから、そこでわれわれはめんどろくさいけれども、会長会議までやって、あなたも出席されて円満に話をまとめて、いよいよさっとすべり出そうと思っていたのに、なおさらにあやまちを重ねる、どういうわけなんだ、委員長として。

○委員長（吉江勝保君） 大和君の今の
お話にお答えいたします。総理の時間
の三時が三時三十分になっておりまし
て、三時四十五分まで質疑が続きまし
たので、議事進行の動議は私許しませ
うが、総理の退席されます時間につい
て、先にお諮りをしたわけです。その
あとで、今申しますように、発言を許
しております。なお、大和君のお話が
ありましたので、先刻再開のあとにお
きまして委員長から遺憾の意も表した
わけでありまして、これをもちまして
社会党の皆さんにも御了承をいただ
けるものと思つて議事を進めておる
のでありますが、御了承願ひと思ひま
す。

○大和与一君 それじやあれですね、これからもう民主的に一つやつて下さいよ。うちの純情可憐な理事をだますようなことをしてもらつたら困まるよ。まじめな理事ばかりおるのに、十分注意してもらわなければ困る。

○委員長(吉江勝保君)　そういろいろうなことは絶対ございませんし、また、いたすこともないと思います。

○伊藤頼道君　自民党の両理事に、き

わめて大事なことでからお伺いいたしますが、この運営についても、総理を呼んだ際には、きょう呼ぶことは約束してありませんが、呼ぶ際には、当然社会党、そして民社党と、そういうことについて、もう十二分に了解があつたはずです。しかも、社会党が發言を求めておるのに、なぜそういう運営を理事の立場でなさるのか、委員長も委員長ながら、また、理事も理事です。きわめて非民主的じゃないですか。なぜ民主的にやらない。(君の来かたがおそかつたから田畑君がやつた。)"そんなことない、あなた方に聞いておるのではない。と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○委員長(吉江勝保君)　ちよつと御静肅に願います。ただいま伊藤理事から御発言がありました総理に対する質疑につきましては、これはかねて委員長理事打合会におきまして、質疑者がございますときには通告をしていただくようになつておりまして、きょう総理への質疑が行なわれますまでの通告者としてましては、田畑君一人であつたのであります。田畑君のあとに、さらに社会党で御発言があれば、総理にいましばらく残つていただいで質疑をしていただくという配慮までしたのであります。御発言がなかつたので退席をされたわけであります。

質疑のおありの方は御発言を願います。

○鶴屋哲夫君　いろいろな問題につきましてお伺いをいたしたいわけですが、まず初めに防衛庁長官のシヴィル・コントロールの問題につきまして伺いたいと思います。これは前回総理が見えたときにも総理に何つ

たのでありますが、なお、大事な問題が残っておりますので伺いたいと思います。これは衆議院の内閣委員会でも問題になりました杉田募僚長の発言、すなわち、自衛隊の任務は治安対策が目的だというような意味の発言があつて、これに對しまして衆議院の内閣委員会でも種々論議が行なわれたわけでありまして、四月二十五日でございますが、長官が特に発言を求められまして、この杉田募僚長の発言の経緯の説明があつたわけでありまして、私

その内容を見まして、実は異様な感に打たれておるわけでありますが、長官はこういふふうに発言をしておられるわけです。十二月の二十二日に杉田幕僚長が発言をしておる。夜ラジオ、テレビ、新聞等でこれを聞いて異様に思つて、翌日の閣議で正式に発言を求めて、そのような所信は聞いていない、杉田発言は本人の本意ではないと思ふというようにして是正をされた。そうして直ちに杉田幕僚長を呼んで、本人の真意を確かめ、是正に努力するようにという話をされた。そ

うして年をこえまして、一月の二十日ごろに杉田韓僚長が北海道に行かれた際に、向こうで新聞記者会見をして、是正をされた発言を新聞ではっきり見て、ありありと覚えておる、こういう発言であります。これは私非常に異様に思うわけであります。十二月二十二日の夜、長官が異様に思つて、直ちに閣議で発言を求めて是正をして、本人を呼んで是正に努力しなさいと話をさせて、それが年をこして一月二十日、一カ月の間これが是正されないということ、これは各省の大臣と長官、あるいは局長という関係等から見ますと、

非常な異様な感じを受けるわけであり
ます。さらにまた、どうも長官の発言
を見てみますというと、あるいは十分
でなかったかもしれないんですが、杉
田事務局長からの報告は受けていない、
新聞で見て覚えておられる、新聞で見
て承知した、こういうような点につい
て、私、非常に防衛庁の中におけるシ
ヴィル・コントロールあるいはシヴィ
ル・オーソリティの弱さを感じるわけ
であります。長官の所見を承りた
い。

○國務大臣(西村直己君) 時日の経過が、多少言葉が足りない面もあるかもしれないが、当時の衆議院段階におおきましての説明でございしますが、確かに十二月二十二日でございしますか、私は、自衛隊の任務がちょっと変わったたような印象を、テレビなり、あるいはラジオで受けたもので、しかし、これらはちろん私どもはマスコミの力というものは信頼はいたしておりますが、何か杉田君が、やはり時おりは幕僚長の形において記者諸君と会見をするということもある。そこで私は、発言する内容が十分真意を尽くしていないののではないか、自衛隊の任務が、率直に申しますと、自衛隊法で定められている任務に変化を与えたような表現がマスコミの線が使われておりますから、そこで私は、翌朝庁へ参りまして杉田君の真意を確かめましたところ、自分の真意はそういう意味で話したのではない、そこで私も、これが閣議におきまして、さらにこれが誤り伝えられてはいけないという趣旨から、正式に発言し、自衛隊の任務は、従来の通り、自衛隊法に定められた任務であるということ、私といたしましては、十分一

部真意を尽くしておらない発言を是正したつもりであります。また、杉田君もそれを受けております。しかし、念のために杉田君としては、また機会を見てさらにそれをはっきりさせるのだという意味から、杉田君の考えにおいては北海道においては是正されたと思ひます。私といたしましては、その間に十分幕僚長である杉田君、また、長官であります私の間に十分意思を通じ、また、私どももいたしまして、そのコントロールもできておるといふうに確信をいたしておるのであります。杉田君の意思でありますれば、大へんなお説のように問題になります。それ自体が真意を尽くしてなかつた、それを是正するための努力を私が払い、同時に、本人としてもそれはもちろんやるべきであります。長官である私からは正し、そういうような表現を使われた以上は、杉田君が翌朝記者会見をした以上、当然であるという意味では、私は逆に御反論申し上げるようではあります。杉田君としては、これは十分シヴィル・コントロールに服していると逆に言えると思うのであります。

○鶴岡哲夫君 今、誤解があるのじゃないかというお話がございました。ですが、これは当日二十二日、特に杉田幕僚長が新聞記者に会見をして、みずから発言をして、こういう発言をしておられる。それに対してそれだけかというふうな念を押されて、これだけだという発言をしておられるわけですが、ですから誤解とか何とかという問題ではないと私は思ふのです。ですが、その問題はここで一応おきまして、これ

は普通の各省の関係でいいますと、長官の衆議院の発言だと、異様な感じを受けて、すぐ翌日正式に閣議で発言を求めて、これはそういうことは聞いていない、本人の意思ではないという是正をされている。しかも、それが一月後に訂正をされるというようなことは、これは各省の大臣あるいは次官、この間では考えられないことだと私は思ふのです。これはおそらく各省でいうならば、これはやはり一応進退伺いが出ると私は思ふのです。おそらくそういうこともなかつたのじゃないだろうかというふうな思ふのでございますが、その辺のことはどうなっておりますか、伺いたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) もし杉田君が自衛隊法に達した目的で述べたのなら、これは一つの杉田君自体の責任問題も起こりましようが、真意ではない、その真意を十分に尽くしてないような部分において、マスコミと申しますか、その部分を表現された。ある意味におきましては、マスコミの方でもいろいろな角度から、感傷からおとりになり過ぎて、表現が十分でなかつたかも知れません。そういう意味じゃ、私が真意を問うたとき、自分の真意は同じである、そうして私は統制者でございまして、従つて、しかも正式の閣議の席におきまして、はっきりその点を是正をいたしておるのでありますから、私は、あとは杉田君が黙つておられたいものであります。あえて杉田君は、進んでさらに機会を得て、また幕僚長が、もしマスコミに少しでも御協力を得たいというならば、一つの機会、最も自分が発言しやすい場面においてやられたということは、多少時日

はおくられても、けつこうなことであるというふうには私は考えておるのでございます。○鶴岡哲夫君 もう一ぺん申し上げておきますが、この杉田幕僚長の発言というものは、誘導尋問にかつたものでないかというところ、それからその発言があつた際に、それ以外にないのかという助け船的な記者側からの発言も行なわれている。しかし、それに対して、依然と同じ発言をしておるわけですから、これはどうも真意ではないか、真意であるかというところは、私は非常に大きな問題があると思ひます。しかし、次に問題を移しますが、防衛庁では長官が新任されるとか、あるいは長官が退任されるとか、あるいは、統制の議長あるいは三幕僚長というものは辞表を出されるものでか。各省におきましては、大臣が就任される、あるいは退任される場合に、次官、場合によれば外局長官等も辞表を出して、そうして一心同体になつて働くという体制を示すわけでありまして、しかしそれは、それを取り上げるかどうかという問題は、当務大臣の任期が短くなつておりますから種々でありますけれども、そのような慣行というものがあつたのか。短い任期であり、何つておきたい。これは私、シヴィル・コントロールというものは、非常に原則論的にやかましくいわれる。また、私も非常に懸念をしておる。そういう意味から言へば、長官としましては、また、幕僚長部の長といたしましては、その程度のやはり懸念というものはあるべきじゃないだろうかというふうな考へておるわけですが、伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) これは各省におきましては、大臣がかわりましたら辞表を出すという慣例は、別にないと思ひます。そのときのその個人の一つの考え方だと私は思つております。特に防衛庁におきまして幕僚長部の諸君は、戦略あるいは戦術的な面、いわゆる軍事専門的な面においては私の補佐であります。それらを基本的に今度はコントロールする意味においての補佐は内局の諸君がやっておるのであります。もちろん内局が上に立つと下になるとかいう意味じゃありませんが、シヴィル・コントロールの補佐については、私は内局の補佐を受けておるのでございまして。そういう面から、軍事専門的な面というのに対して、そのつど大臣がかわつたからといって、私はお説ではあります。別に長官と進退を幕僚長部以下の諸君がする必要もないし、かえつてすることによつて弊害があるのじゃないかというふうな考へるのでございまして。

○鶴岡哲夫君 慣行はないというお話でありましたが、これは慣行はやはり相当行なわれておると私は思ひます。また、事実も承知してゐるのです。特に各省の場合、各行政機関の場合に増まして、長官のコントロールというものが非常に貴重なものとして私は見ておるわけでありまして、その場合に、今私が申し上げたようなやうな考え方というものは、長官と身体同体になつて動くという態勢、そういうやうなもの、先ほど申し上げたやうな、長官が退任される、あるいは新任してこられるという場合に、相互にそういう誠意が示さるべきじゃないだろうかというふうに思つておりますが、長官

は、それは意に介しないやうなお話であります。私は、総理のお見えになつたときにも申し上げたのですが、どうしてもどうも防衛庁の中における長官の立場というものが、幕僚長部の軍事的な優越にやはり制約される懸念があるのじゃないかという心配をいたしておりますので、その辺のこと一つ御勘案なさつていただきたいと思います。その通りでいへば、軍政と軍令が一元化されたやうな官庁になつておるといふふうに思ひますが、今のうちに非常な大きな勢力になり、さらに今後これが大きくなり、さういふ場合に、その軍令と軍政を分けるというやうな考へはないものかどうか、伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) ただいまの幕僚長部は、軍令と申しますか、戦術、戦術の純軍事的な面が中心でございますが、それに付随するいわゆる軍政的な人事、教育、そういう面も確かにございまして、昔のまあ軍で申します参謀総長、参謀長、あるいは軍令部長とはちよつと違ひ、幕僚長部、幕僚長は、しかし、同時に、従来の軍にはなかつた内局というものが、参事官制度その他機関を持つております。その諸君がやはり政策の基本、言いかえすれば、予算あるいは人事、教育、こういった面につきまして十分長官を補佐して参つております。もちろん私も現在の幕僚、あるいは旧軍からおられる諸君は非常に謙虚で、それぞれ精選されたんだと思ひます。ただ、シヴィル・コントロールという問題は、やはりわれわれは不断に検討は續けていか

は、それは意に介しないやうなお話であります。私は、総理のお見えになつたときにも申し上げたのですが、どうしてもどうも防衛庁の中における長官の立場というものが、幕僚長部の軍事的な優越にやはり制約される懸念があるのじゃないかという心配をいたしておりますので、その辺のこと一つ御勘案なさつていただきたいと思います。その通りでいへば、軍政と軍令が一元化されたやうな官庁になつておるといふふうに思ひますが、今のうちに非常な大きな勢力になり、さらに今後これが大きくなり、さういふ場合に、その軍令と軍政を分けるというやうな考へはないものかどうか、伺つておきたいと思ひます。

なければならぬ。今後確かに自衛隊が、あるいは漸増され、あるいは事態が変わっていった場合におきましても、懸念のないように、不斷にシヴィル・コントロールの制度というものはわれわれは検討していかねばならない。ただいまのところ、あるいはこのところ当分の間というものは、私は、内局が政策の基本をシヴィル・コントロールの立場に置いて、私あるいは私を通して総理大臣を補佐する、同時に、軍令なり、また、細部にわたる軍政的な教育や、補給あるいは人事、こういった面につきましてもは幕僚系統でやってもらっているという感じがしないか、こういう私は考えでございします。シヴィル・コントロールの問題は、私も長官のいすをいただく人間としては、不斷にそれは基本に考えていかなければならないとは存じております。また私も、それは不斷に自分としても努力をして参るつもりであります。

○鶴岡哲夫君 この間も総理に伺ったのですけれども、内局が文官的な長官に対する補佐機関、しかし、その補佐機関が、局は六局ありますけれども、まことに衛生局とか、教育局というのは、局ですけれども、課は一つしかない、課員としては十四、五人しかない。局は六つあるといふすけれども、内容は、各省でいいますと、大体一局程度にすぎないといふように思うわけですね。ですから、そこら辺から考えますと、確かに文官的な長官に対する補佐機関、優秀な方々はいらっしゃるわけですが、機構的に非常にどうも弱いのではないかと。幕僚監部が、御存じのように三幕あつて、それ

それ望まれたる陣容を持つておられるのに対して、内局は非常に貧弱じゃないかという懸念を持ちます。その意味で、私は、軍令と軍政というものを分けたらどうかというふうにお考えであるわけでありまして、今そういうところまでできていないというお話であります。しかし、長官も御存じのように、衆議院でも問題になりましたが、政府の機関誌といひますか、「政府の憲」といふ小冊子の中で、奥野教授と対談をしておられますが、その中で、今のままではシヴィル・コントロールに不安を感じているという発言をなさつておられるわけでありまして、一つそこら辺のことは十分御検討になるように要望申し上げておきたいと思ひます。

これに關連いたしましてもう一つ伺いたいの、新聞でも出ておりましたし、また、長官自身も、衆議院の内閣委員会でもたびたび発言しておられるわけでありまして、防衛庁を国防省に昇格するという御意見であります。そして、このことについては、昨年の末に長官は、防衛庁の参事官會議で検討を命じておられるようであります。その主たる内容は、今申し上げました、どうも防衛庁という庁では、文官が五年、六年、七年といふことでかかつてしまふ。従つて、これが各省の出先機関みたいなことになつて、固定しないので優秀な文官が育たない、従つて、国防省にしたいという理由が一番大きな理由ではないかと思ひます。そのほか長官が新聞に出されておられますいろいろなございしますが、衆議院の中における発言、さらに「政府の憲」の中

におきます長官の御発言は、そういうふうにとれるわけでありまして。私は、これは問題があるのじゃないだらうかというふうに思つておられます。と申しますのは、確かに省にいたしますと固定すると思ひます。固定いたしますけれども、そのことは、そこに五年なり十年なり十五年なりおられますと、どうもミイラ取りがミイラになるのじゃないかという懸念を感じるわけでありまして。もつぱら防衛庁の軍属的な存在に——ちよつとばかり言い過ぎかもしれませんが、長年おられますと、何せ文官はわずかな数字であります、制服は大へんな数字でありますからして、今の態勢でいいますと、どうもミイラ取りがミイラになるのじゃないかという懸念を持つわけでありまして。なお、また文官の統制、シヴィル・コントロールは、常に新しい生き生きとした経済政策なり、あるいは国の高度な政策の経験なり知識なりというものを、持つてコントロールするといふことの方がいいんじゃないだらうか。それに、はたしもその中に長く、五年、十年とおることになりますと、いや、十五年、二十年となりますと、そうなりがたいのじゃないか。各省からやはり豊富な経験と生きた知識を持つて出入りするといふことの方がコントロールにはいいんじゃないかというふうに思ひます。また、人事の問題にいたしましても、文官がフリーな立場で各省から出ておられますからして、フリーな立場で十分に働けるのじゃないだらうかというふうに思つておられます。長年そこにおられますといふと、どうしてもやはり防衛庁擁護みたいな形に墮するおそれがあることを考えなければなら

ないといふふうに思つておられますが、そういう点について長官の一つ御意見を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(西村直己君) 私の所信は、国会あるいはその他述べております。一つは、シヴィル・コントロールを確立するために、内局の諸君に一つの安定的な、そして専門的な、また長いずつと経験も持たなければ、なかなかこの国防の仕事は、御存じの通り、専門的な面も多分にあるのでございします。単に政治的な感覚、あるいは一般論的な行政感覚だけでやりますれば、これは私どもがやるべき部分でございまして、むしろシヴィル・コントロールの補佐におきましては、やはりそういう専門的な要素が必要だらうと思つております。また、各国におきましても、シヴィル・コントロールする場合におきまして、いろいろ国防省というふうなものが必要でありまして、私は、それで十分シヴィル・コントロールは外国も立っている。今日御承知の通り、ドイツあるいはイギリス、あるいはアメリカはシヴィル・コントロールの形態を相当深めております。ただ、もう一つは、防衛庁の以外に調達庁といふものがございします。この調達庁の職員を、調達業務を通じてではあります、毎年多少ずつ人員を減らすとか減らさぬとかいふ問題で不安定なものである。片や基地は自衛隊の基地、あるいは米軍の基地、あるいは米軍と自衛隊の共同使用の面もございします。これらの問題も、調達庁の方として、よその国々では国防省的なものに吸収をいたしておる。これらも考えますと、自衛隊が大きいとか、あるいは予算がどうかといふことも

一つ理由でございまして、けれども、私は、やはり国防に關する一つの省としてのものにまとめ上げていいのではないかと、段階にだんだん近づいておるのではないかと、そして、また私は、ただいま先生のおっしゃいましたような、人事の交流によつてシヴィル・コントロールの中に、いわゆるミイラ取りがミイラになる、言いかえれば、あまりに国防にセクショナリズムを持ち過ぎるために逆用されやせぬかという面も一つの正しい御意見だと思ひます。そこで私は、省にいたしまして、やはりそういう面ももちろん制度上加味すること、優秀な諸君が交流する面もあつていいと思ひます。しかし、同時に、若い時代から優秀な諸君が、防衛庁と申しますか、防衛省の面に腰をおろして、そして、片や育つていく武官に当たるべき人間と肩をそろえて、唇齒輔車なりに、定められた任務で働く、同時に、文官の諸君は文官の諸君なりに、これを基本的にシヴィル・コントロールする態勢が立つていいんじゃないか。まあ防衛といふものに對して、別の角の御意見がある場合にはまた別でございしますが、一応今われわれが国会で御承認を得ているような形のもの全部を参りまして段階においては、そういう考え方ではないか。そこで私は、そういうような観点に立つて、部内においては不斷にこういう機構のあり方を検討していかなければならぬ。しかし、それじゃ省になつたから直ちにそれでいいかといふと、シヴィル・コントロールの問題はケネディの教書にも書いてあ

りました通り、アメリカ自体におきましても、やはりこれは不測に検討しな
きやならぬという教書を出してあるく
らいでありますから、私はこの問題と
いうのは、他の客観情勢、言いかえれ
ば、他の政治情勢といろんな経済情勢
というものと組み合わせて、制度その
ものがきまったら、それで永久にとは
申し上げられません。やはり不測にそ
れを検討し続けて、あくまでも民主主
義下における自衛隊でありますから、
軍隊的なものとして国民の役に立つよ
うに、また、弊害の起こらぬようにし
ていくこと、これは必要なことだ、こ
ういうふうに考えておる次第でありま
す。

○鶴岡哲夫君 この問題は、言うまで
もなく、庁が省という問題であります
からして、行政審議会の問題もござい
ますし、あるいは今法案として出
ております臨時行政調査会の関連もあ
ると思います。従いまして、今急にど
うという問題ではないかと思いますが、
十分一つ慎重に検討を願いたいと思っ
ております。

なお、調達庁の問題につきましても
は、これは先般も私どもの方の山本委
員が申し上げておりましたが、防衛庁
が調達関係の仕事をするというより
も、やはり防衛庁とは別な機関として
やられた方がいいんじゃないか。今の
国民の感情その他からいいますと、別
な機関として、総理府の外局でもよろ
しゅうございしますが、そういうものと
してやられた方がいいんじゃないかと
いう点は山本委員も申されておられ
たので、そういう点も加味して一つ御
検討願いたいと思っております。

次に、定員の問題につきましてもお伺

いしたいと思っております。飛び飛びになり
まして恐縮であります。何せ時間を
限られておりますので、できるだけた
くさん問題を伺っておきたいと思いま
す。で、第一次防衛計画、この三十六
年の三月末で終わつたわけでありま
すが、定員の関係から見ますと、特に陸
上自衛隊は、きわめて驚くべき状態
ではないかというふうに思っております。

それが今回さらに一万三千五百と
いう、こういう増員の内容が出ておる
わけなんです。ですが、二万二千名を
こすという定員があるわけなんです。
これは所得倍増という政策の一つの悲
劇だといふふうにも思いますが、自衛
隊は、あるいは防衛庁はさか恨みして
おるといふふうにも新聞にも書いてあ
りますが、確かに退職、転職というの
で、非常にこの定員問題はさみぎに
なつておるんじゃないだろうかとい
う懸念もするわけでありまして、この問
題につきましても、次に若干伺いたいわ
けであります。陸上自衛隊の定員の充
足率というものは、これは衆議院の内閣
委員会が防衛庁が答弁しておられる
のですが、それによりまして幹部は九
八%充足しておる、これは大体私ども
の常識からいいますと、妥当な充足だ
と思えます。曹、昔でいいますと下士
官、これが九〇%、こういうわけであ
ります。それから士で、これが八
〇%。全体としまして十二月末で二万
七千一百一十一名という定員だといふのであ
ります。一体その後この三月末はど
ういうふうになっておるのか、防衛局
長伺いたいと思えます。防衛局長じゃ
ありませんか。

○政府委員(小野裕君) 陸上自衛隊自
衛官の欠員でございしますが、三月末に
おきまして、合計二万二千八百になつ
ております。

○鶴岡哲夫君 昨年の十二月末が二万
七千一百一十一名、三月末が二万二千八百
と、まあ相当な欠員の前進だと思いま
す。この転職者が非常にふえておる。
ごつり会社を持つていかれることも
あると聞いておる。施設部隊、あるいは
海上自衛隊あたりでもごつり持つ
ていかれる。これは深刻な状態のよ
うであります。防衛庁は退職者の実
態調査というのをやられたわけであ
りますけれども、実情がわかつておりま
したら、簡単によろしゅうございませ
んけれども、人事局でやられたわけだ
すね、昨年の十月末でございしますね、や
られたわけですが、一つ簡単に答弁を
願いたいと思えます。

○政府委員(小野裕君) 実は退職者の
実態調査につきましては、陸上幕僚監
部の方でやつてもらいました。その数
字はもちろんであります。私手元
に今持っておりますので、その点恐
縮でございしますが、覚えておりますも
のでは、大体工業と輸送の方面に多く
就職しておるようでございます。

○鶴岡哲夫君 この募集難だといふん
であります。これは新聞の発表であ
りますけれども、昨年の第一次募集、
五月です。この場合は、陸上自衛隊
の場合は募集に對しまして三・九倍、
第二次募集、これは七月、これが五・
六倍、それで第三次、昨年の十一月で
あります。これは三・七倍です。従
来から防衛庁の方の発表というふうな
形で出ておりますのは、激しい訓練に
耐え、あるいは高度な技術をもつて操
作するといふような意味から、どうし
ても五倍以上の倍率がなければ困るの

だといふことのようにあります。昨年
はこの五倍を割りまして、四倍を割つ
てきているという実情のようでありま
す。その前の年を見ても、その前
の年は五・七倍でありましたが、三十五
年はもう四倍を割つてしまつておる。
非常に困つたような状態になつておる
のじゃないかと思ひますけれども、そ
の辺のことについて若干伺つておきた
いと思ひます。

○政府委員(小野裕君) ただいまお示
しの数字は、陸上だけであるか、ある
いは陸、海、空全体であるか、よくわ
からないのでありますが……

○政府委員(小野裕君) 陸につきます
とは、お説のように、大体五倍前後、
たとえば三十四年度におきましては
五・七倍の応募者があつたわけであ
ります。三十五年度については、まあ
四・四倍といふことになつておしま
す。この点につきましても、一つには募
集計画と申しますか、採用しようとし
ている目標といふものが年々違ふ点が
ございします。こういう点から、必ずし
も同様な比較はできないと思ひます。こ
ざいしますが、ただ、従来たくさん募集
をいたしましたとき、あるいは条件の似
たような数字を予定に募集をしました
とき、数字と比べましたときに、昨
年度は確かに応募倍率がまあ落ちてお
る、こういうことは申せると思ひます。

○鶴岡哲夫君 いろいろのキャッチ・
フレーズで募集をやつておられるので
あります。心配のない衣食住と俸給
といふキャッチ・フレーズがありまし
て、なるほどと思ひました。心
配のない衣食住と俸給といふキャッ
チ・フレーズで、昨年の夏は上野公園

の銅像の前へ出張をして募集をおやり
のようでありました。また、大阪の天
王寺公園へも出張して出られたのであ
ります。これはあまり新聞で評判が
よくなかった。確かにそうだろうと思
ひます。何か植民地軍隊を募集するよ
うな感じを受けると思ひます。ことし
もこういうような計画があるのかどう
か、伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 根本の問題
でございまして、自衛隊、特に自衛隊の
海、空につきましても、欠員問題はあ
まり論議の対象になりませんが、陸上
におきましては、事実欠員がございま
す。で、恒常的にも大きな部分でござ
います。陸の方には、何と申しましても、
海、空よりは人数が多いのでございま
すから、そこに大きな欠員も生みやす
い。それから、かつて数年前におきま
しても、志願制であつて、年に何回か
入隊し、あるいは出ていく、その間に
も多少自由意思を尊重して、退職とい
うような問題もあつたから、常時の
欠員が従来とも一万余名ないしは八千
名、あるいは六千名前後はある、これ
が常態でございしますが、それをこえま
して今日自衛隊が欠員がおりますとい
うことについては、一つは経済のいろ
いろな影響があることは私も率直に認
めておるのであります。ただ問題は、
それじゃといつて応募率を、質の悪い
者を探るわけに参りませんから、いろ
いろな工夫をいたしておられますが、特
に一番大事な点は、自衛隊へ入りました
後においての職業の安定と申します
か、そういうような点について特にわれ
われは工夫をこらさず、その意味におき
まして、雇用の安定対策といふものを
相当——昨日も横川さんの御質問に対

して申し上げましたような方法をとっており。ただいま御説のようなことは、かりに昨年度において一、二そういう御批判があったような事例は、私どもは慎しむべきだと考えておりましたが、そういうような無理をかけるべきではないというのが私の考えでございます。

○鶴岡哲夫君 現行の募集年令十八才以上二十五才というのを十七才に切り下げたい、そうして募集の範囲を拡大したいというようなことが新聞に出たことがあります。これはどういふふうになっているのか。また、長官が、一年間の短期の任用制度、これを自衛官に考えたかどうかというのを御発表になったことがあります。これはどうなっているかということ。それから、今年に三回でございますが、三回になつておると思いますが、もつと回数をややしたかどうかというふうな意見も発表しておられたと思います。それから、さらに防衛庁長官は、沖繩で募集をするというふうなことを衆議院の予算委員会でも説明しておられるわけですが、この沖繩で募集されるというのはどういふような考えがあるのか、そういった諸点について伺いたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 募集によつて人材を得るということは私どもの任務でございます。従つて、募集技術の面におきましていろいろな工夫を加へ、また、除隊後の職業安定、いろいろな手をわれわれは考え、また、実行に移して参りたいと思ひますが、一つの考えとしては、年令の低下、なぜそういうことを考えてみたかと申しますと、学校を出てしばらくたつて、一、

二年たつてから採用しようと思つて、そのときは全部他の職業へいつて、それまで待つ人がないというふうな面もございます。ただ、自衛隊のような仕事をいたします者が、軽々に年令をいじるといふことも、またこれいふゆる自衛力に影響するのであります。そういう点から、われわれとしては、部内におきましてこういふ一つの考え方も検討すべきであると言つて、私は部内に検討させておりました。

それから短期の、一年短期と申しますか、そういうふうなものも一つの私には考え方がありますが、あまりに自衛隊の中で教育の期間を、ある者は二年、ある者は三年、ある者は一年というふうなことに刻むことが、逆にまた複雑化して、真の国防というものの効率を妨げてまいかん、そういう点で検討をさせておるという段階でございます。

なお、沖繩の問題はいろいろ経緯でございます。実は、かつて沖繩の青年で、自衛隊員になりたいという者があつたのでございます。まあ現在でもあつたかもしれませんが、それが内地までわざわざ自費を払つて来て、応募はしたけれども、できない、こういふふうな、まあ気の毒と申しては失礼ですが、不便さに対して、何らかさういふ方法がないかという意見をかつて私が漏らしたのが新聞等に出ました。現在はそういう問題は、実際は実行はなかなか困難だと思ひます。あの現地までこちらがいろいろあつたこの施政権の問題とも関連いたしまして、行かなきゃなりませんから、実行いたしているわけじゃありませんが、ただ、そういう現地側の声も私は耳にいたしたものですから、これは場合によつてはそ

ういふ方法もないか、せつかく東京まで来て、そして試験は受けた、あるいは大阪まで来て試験は受けたけれども帰る、また、お互い同士が旅費を払つて行く不便を除く方法はないか、こういう意味であつた問題になつたのでございます。

○鶴岡哲夫君 まあ欠員が非常に多いというところから炊事、補給関係、これは少なくともいいというので、一般職員を炊事、補給に回して、そして炊事、補給をやつておつた。制服は訓練に回すということをやつておられるようでありましたが、この一般職員を、制服がやるべき炊事、補給関係に従事させる、それを有事転換契約というふうな言つておられるようであります。これは一体どの程度のものがさういふものになつてゐるのか、何つておきたいと思ひます。

○政府委員(海原治君) ただいま、先生のおっしゃいました有事転換契約というものは、私が衆議院の委員会でも答弁しました際には、U・C転換契約——英語のUとCでございますが、これはユニホームとシヴィリアンというのを、これは平素私ども、ついU・C転換契約と言つておるものでございますから、さういふふうに申し上げましたところが、速記の方で「有事転換」と、こうなつておつたわけでございます。で、私の用語の不注意でございますが、ユニホームとシヴィリアンと置きかへる契約、これは御存じのように、ユニホームといふことになりましたといふと、一切の装備、被服、居住施設等、維持費に非常に金がかかります。シヴィリアンでございますと、いわゆる普通の勤務者、公務員でございますので、

そこに非常に経費の差がございます。従ひまして、経費節約の面もございまして、部隊が国内のものでございまして、制服の占めております面を、できるだけシヴィリアン、一般職員に置きかえていこうじゃないか、こういうことが従来から進んでおるわけでございますが、さういふ意味からいいますと、ただいま先生のおっしゃいましたように、炊事要員であるとか、あるいは補給関係、補給処の勤務要員であるとかいふものの面では必ずしも制服でなくともよい。むしろあるいは一般職員の方が、平たく申しますと安上がりで、しかも、能率のいい面もございまして、さういふ問題を取り上げまして、さういふ面は一般職員へ置きかえて、従来そこにおりましたユニホームというものは本来の部隊の方に返す、こういうことを言つておるわけでありまして、さういふ意味の御説明をしたわけでありました。

○鶴岡哲夫君 その数は相当な数字に上るわけですか。

○政府委員(海原治君) 逐次実施いたしておりますが、先般の私の御説明いたしましたのは、新しく施設部隊関係一千名程度のユニホームを出します際に、従来さういふ面の検討を重ねた結果、約四割程度はさういふ方法で置きかえることができた、こういふことで御説明したわけでありまして、今まで一次計画と申しますか、ここ数年間の累計をいたしますと、おそらく五、六千名といふものはさういふものによつて逐次置きかえられてきたと、このように考えております。

○鶴岡哲夫君 防衛局長のこの定員関係というのは、有事体制の定員だとい

う説明を衆議院でしておられるわけですが、有事体制の定員関係なら、炊事あるいは補給、これは制服でやるべき定員関係だと思ひます。それを四千名も入れかえてしまつて、さういふ考えなのか、せつぱ詰まつてやつておられるのか、どうも理解がつかないのです。補給にしましても炊事にしましても、これは有事編成、有事体制という中で編成されておるだらうと思ひます。その場合に、さういふ関係の者が、さういふふうなところにたぐさんの者が繰り入れられてしまつたのではどうにもならぬのじゃないかと思ひますが、これは強制的にやつておられるわけですか。

○政府委員(海原治君) まず強制的というところではございせんので、部隊の編成をいたします場合に、さういふ職にはさういふ階級の者を充てるかといふことを積み上げて参ります。そこで、先生のおっしゃいました有事の場合でございますが、たとえば一つの艦隊が現在東京におりますといたしますと、これは有事の場合出て行くときに、全員がそつくり出て行くといふことは必ずしもさういふことではないと思ひます。さういふことは、その後のいろいろな後方関係の警備のために一部は残留いたしておるわけでございます。出て行く者と残留する者は、必ずそれぞれ方面隊、艦隊その他の部隊がございまして、さういふ場合に残留して、その施設のある所で平素と同様の勤務をする者につきましては、必ずしも制服でなくともいいわけではございません。たとえば補給処にいたしましても、武器の補給整備をやつております所におきましては、有事に際しま

かかえておりますが、この欠員は、関係者の努力によりまして、また、一般国民の方々の御理解を得まして、これは逐次埋めていきたい。そして、できるならば、来年度当初におきましては、本年度の初めよりも、さらにその欠員が埋まっているという状態を実現していきたい、こういう数字でございまして、一つお認めいただきたい、こういう説明をいたしておるわけでございまして。

○韓國哲夫君 自衛隊全体としては二

万四千名程度のあき定員だとおっしゃいますが、しかし、今度一万四千名ふやしてもらいたい、こういうことは、普通の行政官庁では想像もつかないことですね。天下の笑いものですよ、こういうことは、私はそう思うんです。二万四千名もあき定員がある、しかし、ことはさらに一つ一万四千名ふやしてくれという話ですが、どういふお氣持なのかわからないんですねです。

けれども、これは軍というよりの特権意識になっておられるのじゃないか。これは横暴の私にはしりになってくると思うんです。こういうような問題すら理解のつかないような数字をお出しになる。国会といたしまして、あるいは当内閣委員会といたしまして、この定数の問題について最大限考えまして、陸上自衛隊の場合は大蔵省が押えている、あるいは国会を通りました予

算定員十五万二千という数字が妥当なものであつて、それ以上二万とか三万とかいろいろな数字をこゝで認めろと言われましても、なかなかこの点は納得できないんじゃないでしょうか。これは長官、答弁をいただきたいですね、こういう話では。

○國務大臣(西村直己君) ただいま一万三千と申しますか、増員要求を法律上でお願ひしております中で、制服は一万一千名増員でございます。その中でほとんど大部分は海、空でございます。海上自衛隊は四千四百、空でございまして、航空自衛隊は五千百十二自衛官をふやす。航空自衛隊と海上自衛隊につきまして増員をお願いいたしますのは、艦艇、航空機等がそれぞれの自衛隊において整備されておる。それに対しまして過重勤務になつては非常な事故を起こします。また、時間もかかりますから、整備その他教育段階の要員というものもふやして参りますから、このうちの増員の大部分というものは海上と空でございます。しかも、その中でごらんのように、海、空は欠員はあまりない、こういう状況でございます。

そこで、問題は陸上にしほつていただいて御議論を進めていただくと、あるいは御理解をいただけるのじゃないかと思ひますが、陸上が確かに二万余の欠員があることは私も率直に認めております。ただ、陸上は海、空と違ひまして、非常に膨大な平素から人員でありますから、従来の状態、いわゆる景氣上昇でない場合にも、六千から一万名近い欠員というものは常時あったわけでありまして、それがただ今日は二万になつておる、この点は確かにふえております。そこで、この二万という数字、言いかえれば、従来の常時よりもふえておるといふ点も考えながら、大蔵省の予算の積算としては八八%の充足率を出しております。それを十二分計算いたしますと八八でありまして、年間に始終流動するものでございまして、年に何回か募集いたします。

ある者は三カ月のあれでもいいわけでありまして、期間的に動いております。ですから、予算の積算といたしましては確かに八八%でございますけれども、それは人数としては、人数をこえて努力し得る場合があります。

それでは、なお、これだけの欠員があるから、陸上において編成をくずせばいいじゃないか、そうして実人員でいけばいいじゃないか、こう申します。が、そこは一つ御了承願ひしたいのは、先ほど防衛局長から御説明申し上げましたように、軍隊的なものでございまして、編成というものを非常にきちつと考へまして、その編成には中堅段階、あるいは下部段階の基幹要員というものもまた教育養成して参らなければなりません。その形をもつて考へて参りますと、今の十七万という定員で一つのいろいろな編成をやる、その上に今度は新しく非常な御要望にこたえて民生安定に寄与する建設のいろいろな部隊をさらにふやそう、こういう意味から編成というものを考へて、その基幹要員というものを考へて、そこへ今の一万や六千の欠員は別として、欠員は確かに参ります。それが、それに対しては、与えられたる予算の範囲内で努力をして参ります。という十二カ月分を何もしない食う人ばかりじゃございませんから、その数を伸ばすことができませんから、その定員に近づけて参らなければならぬ、こういうふうにわれわれは考へております。ですから、編成を根本から変えて切つてしまへば一つの行き方でございますけれども、普通の官庁と違ひるのは、年間に始終流動しておりますこと、それから軍隊的なものは一日にぱつと編成

をするものじゃありません。基幹要員等を教育して参る、また、配置をして参る。

〔委員長退席、理事小幡治和君着席〕

それじゃ、それだけの穴の場合に、一たん有事が起つた場合にはどうなるかという、そういうときには予備自衛官を当てはめまして編成して参る、こういう事柄でございます。決してわれわれは軍であるから特別な格好のような形だけを考へておる、こういう趣旨ではない。軍隊的なものの編成上の性格の特有性というものを一つ御考慮に入れていただきたいという点でございます。

○鶴岡哲夫君 今十七万の法律定員になつておるわけですが、その定員に対して二万二千八百という欠員がある。今度新しく師団をお作りになります。が、乙型師団の三個師団を上回る数字ですね。十三個師団とおっしゃいますけれども、実際は十個師団しかない、こういう数字ですね。ですから、二万二千八百という欠員があつて、大蔵省も、あるいは国会を通過した予算でも十五万二千ですから、その十五万二千という数字で定員をおさめになりまして、なお、六千七千あき定員があるんですよ。私は、国会としまして、内閣委員会として言へることは、最大限十五万二千という国会を通過した予算定員、この数字が内閣委員会でも議論できる数字じゃないかと思ふ。それ以上の数字というのは、いろいろお伺ひいたしました、なかなか納得できないんじゃないかというふうに考へておるわけですね。今度陸上自衛隊千五百名ふやす、それは施設大隊、施設関係

だ、施設関係なら国民との関係もいろいろあるから、少しでも数字をふやしていいやという苦肉の策としかとれない。少し邪推かもしれないけれども、しかし、問題は、実際の定員と予算定員と法律定員と、三つに分かれておるんですね。何か長官はつきり考へていただかないと困るんじゃないかと思ふのです。予算定員は十七万一千五百、国会を通過した予算定員は十五万二千、実際の定員は十四万四千。いまだというんでは、どうも納得できない。もう一べんこの点についての見解を承りたいと思ひます。

○國務大臣(西村直己君) 私どももいたしましては、予算上の積算になつておりますものは、一人が十二月全部食う、一年分びつちと食へば、これは確かにその通りの八八%で、十五万幾らの計算が出て参ります。ところが、御存じの通り、自衛隊というものは、三月あるいは十二月に探るとか、必ずしも十二月分食わないという面が出て参ります。しかも数は多い。そこで、私も、この八八%でも十分時期、いろいろな情勢を考へて参りますれば、これを伸ばせることができる、こういうことが言へると思ひます。ですから、それと直ちに定員との差というものが自衛隊の実際の将来に向つての欠員だと固定する計算は立たない。それからもう一つは、それでもなお実際の欠員があるから、十七万をくずしたらいいじゃないか、こういう一つの御議論が出ておると思ひます。ただわれわれは、部隊が、さつき防衛局長が話したように、九人なり七人の分隊をいろいろ考へて参りますと、それをもつて積み上げて参ります編成を考へ、それに必要

な基幹要員であります、言いかえれば中堅、下部の指揮者養成、軍隊的なものは、やはり何と申しまして、指揮者というものを相当時間をかけて養成しておかなければなりません。そういう観点から考へますと、編成を簡単にその時の状況でぐつと急転回するということもどうかと思ひます。一つは、十三個師団で三個師団分という数字は確かに一応計算できますが、同時に、三個師団の分というものは、十七万が全部十三に分かれるわけではございません。十七万のうち十萬か十一萬前後でございまして、それが十三個の単位に分かれます。残りの分は、何と申しますか、直轄部隊等におつたり、あるいは学校で教育を受けている過程等の、軍隊的なものでございまして、何段階も教育がございまして、各種の教育過程を経るわけでございます。そういう面もございまして、師団のあれとしましては、一たん何か異常事態があるときには、そういうものがまたそういうところにはまり込むという態勢で師団の戦闘力を保持するということもあります。その上に予備自衛官が現在ございまして、これは指揮者がございまして、そのもとに入つていつて把握される、こういう面から私どもは編成はくずさないでいけるんじゃないか、また、くずしたくないという、こういう気持ちのもとにこういうふうな増員をお願いする。特にその増員の大部分は海、空へ向ける増員と、こういうふうに御説明し、御了解をいただくように努めておるわけでありまして。

○鶴岡哲夫君 なかなかくどくなりまして、今申し上げておるの

るもたびたびわずらわすようでありま
すけれども、常識としまして、そのと
しては、大体このくらいの状態であれ
ば、相当努力していても、この予算

そうなりますと、約三万何千名という
 数をふやさなければならんですが、

ないか、そして、それを通して産業にも貢献していく。個人自体も、自衛隊

名という数字であります、これは法律は通らなかつたが、予算は通つたと

いうことになっていくわけですが、そのうち残りますと、使用残といふものがあるのだらうと思ひます。あるいは不用額といふものか、そういうものは残ると思ひますが、これはどういふふうに処理されておられるのか、伺ひたいのであります。

○政府委員(加藤陽三君) ただいま御指摘の点でございますが、昨年防衛二法案が成立をいたしましたことに伴ひまして、昭和三十五年予算に計上いたしました増員の人員費及びこれに伴ひ維持運営費並びに増員に關連する隊舎新築費等の予算として十億五千七百五十万七千円でございます。本来でございますと、これは当然不用額となつたものでございまして、昨年給与ペー

ス改善のための補正予算の要求を行なひました際に、防衛二法案の成立が遅延することを前提に置きまして、右人員費予算四億二千五百一十一万四千円のうち、一カ月分の予算一億一千九百二十万三千円を保留いたしまして、残額の三億二百三十一万一千円を補正予算の財源に充當した次第でありまして、その残りの七億五千五百九十九万六千円は不用額として処理いたしましたのでござい

ます。

○鶴岡哲夫君 十億ほど残つた、その中の七億五千円を不用額として返しなすという話であります。約二億五千万円といふものを流用したという話です。私はこれは予算は通つたが、法律は通らない。何か特別の了解をつけて処理されたやうな話ですが、了解のつかないものじゃないか、特別の了解がつかないものじゃないかと思ひます。予算は通つたが、法律は通らない。当然これは不用額として残るべき

ものを、何か特別の了解をつけたやうなお話ですけれども、これは私はつかないのがあるやうな、つくといふのは、何か特別の了解をつけたわけですか、これは私は不正だと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) これはただいま御説明いたしました通り、人員費の予算が四億二千五百一十一万四千円あつたわけでございます。人員費予算四億二千五百一十一万四千円のうち三億二千三百一十一万一千円を、給与ペー

ス改善のための補正予算の要求を行なひました際に、その補正予算の財源に充當して国会で御承認を仰いだといふことでございます。

○鶴岡哲夫君 これは了解をつけて国会で承認をしたといふわけですか。

○政府委員(加藤陽三君) これは人員費の予算でございますから、その人員費の予算のワケの中で不用に立つべきものを、給与ペー

ス改善の方の人員費の予算に充てて、これで御承認を受けたといふことでは、国会の承認を受けたといふことでは、さうでございます。

残として返しておられるのか、あるいは何らかの形にしておられるのか、それを伺ひたいのであります。

○説明員(新保実生君) 先ほど防衛庁の官房長からお答え申し上げましたのは、三十五年度において新たに増員となるべき人員に對する人員費の始末をお答え申し上げたわけでございます。それ以外に、いわゆる維持とい

は、予てに今までも何万人かの部隊があるわけでございます。当初予算當時に見込みました人員費が、あの補正予算を組む段階におきまして、若干欠員が多くなりそうだと見通しをいたしましたので、その充足率の低下による人員費の不用額を給与改定の財源の一部に使う、こういうことをやっております。やはり新規増員の分と同じ操作をいたしております。それは私、給与改定のことは直接担当いたしておりますが、やはり各省一般的にそういう余裕のあるところは、補正の給与改定の財源として使う、こういうふうに取り扱つたといふふうに聞いておりますが、なお、正確なことは後刻御連絡申し上げたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 あき定員があるといふことで流用されるといふことは、同じ人員費の中で流用されるといふことはわかりませんが、先ほど私は申し上げたやうに、これは法律が通らなかつたのだから、当然不用額として残すべき問題だ、了解のつけようのない問題だといふふうに私は考へておるわけですが、それは一応別いたしました。今、この二万数千名といふものが、その給与関係経費といふものは百億に達すると思ひます。それは今お話のやうに、何かそ

れも若干給与に回したといふお話ですが、幾ら残つてどういふふうになつたのか、備蓄の方に回されたのかどうなのか、はつきりしないのであります。

○説明員(新保実生君) ちょっと私どもの方からお答えいたしますが、ちょっと突然お尋ねでございますので、数字の方は正確に記憶しておりませんが、百億とか、何とかといふ大きな数字ではございません。たしか当初予算を組むときに見込みました陸上自衛隊の充足率は、九五か六か、その辺だつたのでございまして、人事院の勧告が出まして、給与改定の補正予算を組むその時期における年間の充足率の見通しは、たしかそれを三、四割か下回るというやうなことでございまして、たしかそれによるいわゆる不用額といふのは十億円見当りなかつたかと思ひます。一本、昨年十月からの自衛官の給与改定に要する補正財源といふのは、ちよつと正確にございせんが、約四十億、従つて、四十億から十億差し引いた三十億を昨年の補正に追加した、大ざっぱに申してさういふ關係になつておるわけです。

○鶴岡哲夫君 これ、どうもこういう妙なことが出てくるのです。このために、やはり先ほど申し上げたやうな数字にしない、えらい金がかつてしまふ。その金がかつたものが、私の聞く範囲では、どうも妥当な解決の方法はしておられないやうに思ひます。大蔵省の主計官に伺ひますけれども、不用額として返した分はあるわけですか。

○説明員(新保実生君) その充足率の低下による不用額、これが大体十億円程度であつたと思ひます。

が、これは補正予算のときに給与改定の財源に使つた。新規増員にかかる人員費、これは先ほど官房長からお答え申し上げましたやうに、不用として立てた。これは私三十五年の防衛庁費の決算そのものを数字的にちよつと記憶いたしておりますが、先ほどのお話のやうに、七億何がしのものを不用として立てた、かようなことでございます。

○鶴岡哲夫君 ちよつと所用があまりすから、ちよつとかわりますから。

○大和与一君 私は、だいぶたくさん質問しておりますから、なるべく重複を避けて聞きたいと思ひます。長官の方も、あまり前置きとか、長いこと要りませんから、どんどんやつて下さい。

最近韓国にクーデターがありましたね、あのときに日本の自衛隊はどういう形であつたか、陸、海、空ですね。

○國務大臣(西村直己君) 韓国の軍がクーデターを起こしたからといひまして、わが国の自衛隊が直ちにそれに對して、配置であるとか、あるいはその他変化は起こしてございせん。

○大和与一君 そうすると、少し前にアメリカの飛行機が黄海道ですか、三十八度線のすぐ北に落ちたときに、自衛隊に警戒警報が出たと新聞に出ておりました。あのスクランブルといふのですか、あれはどうですか。

○國務大臣(西村直己君) あの以前に、実は自衛隊で——その記事が載りました。そこで、私どもは、これはこ

から、たとえばアメリカが何か言つて
勝手に何かしても、それは高みの見物
をすればいいんでしよう。

○国務大臣(西村直己君) ちょっと御質問の趣旨が十分あるいはとれていないかも知れませんが、私どもとしては国土の守りでござります。領土あるいは領空、あるいは領海、また、領海を守るに必要限度において、おそれなく自衛力というものは、いざという場合には動くでござります。その前提として、われわれとしてはいろんなリーダー・サイトをもち、あるいは情報活動をする、こういうことでござります。もし事がわが国土の侵略ということになりましたら、自衛隊はシル・コントロールの系統をとりまして動き出す、防衛の任務に当たると、こういうことになる。ですから、外へ出ていって自衛隊が活動するということは、一応われわれは考えてないわけでありませう。

○大和与一君 アメリカとの関係をちょっと聞きますけれども、今はもう独立したんだからアメリカとは一切関係なく、あらゆる国防体制というものは全部自主独立の形で計画、実行されておる、こう考えていいですか。

○国務大臣(西村直己君) もちろん防衛力を増強いたしましたことにつきましては自主的でございます。ただ、問題は、つながっている部分を今申し上げましたら、防衛力の物的面におきましては多くはござりません。本年度におきまして一応期待しておるのには二百十三億ぐらい、国の予算は千七百十七億の防衛庁費でござります。その限度におきましては米の供与を受けたりしております。あるいは技術の教育と申しますか、ナイキの部隊を派遣して教育を受ける、そういうところにおいて関係ござります。いま一つ大きな関係

は、日米安全保障体制としての条約上の共同防衛体制という、こういう関係でござりまして、従って、自衛隊は自主的にすべてをやっている、ただ、集団安全保障あるいはMSSA協定等の関係から、そういう面から起こってくることは関係が他にもござります。

○大和与一君 最近の兵器の発達によつて、たとえばアメリカにしても、大陸間弾道弾や、あるいはポラリス、こういうものがあります、現在何かあった場合に、アメリカの一番最新の兵器だと言えるところですが、どうですか。

○国務大臣(西村直己君) 私どもが知る範囲におきましては、ポラリスであるとか、あるいはICBMのごときは、一つの大きな抑制力としての新しい最新の兵器だと、こういうふうな私どもは了解いたしております。

○大和与一君 そうなると、アメリカとしても、日米安全保障条約はあるけれども、日本の周辺に基地をたくさん置いたりすることは、もうこの高度に発達した近代戦の中においては必要ない、だから軍事基地にしてもだんだん縮減をする方向にある、日本政府としてもそういう方向で話し合ひをしていいんではないかと、こう考えますか、どうですか。

○国務大臣(西村直己君) 大きな兵器は、もちろん大きな兵器なりの大規模の戦争抑制力としての意味があると思ひます。と同時に、ケネディの国防教育書にもその思想が現れております。が、同時に、その他の補給、修理、いろいろな面におきまして、また局地戦におきまして、時と場合によれば、わが防衛力が十分でない段階での戦争

体形も、あるいはあり得るかもしれませぬ、局地戦において。こういうような場合において、共同防衛というような点から、私は、やはり基地は必要だと思ひます。ただ、その基地が今後のいろいろな世界の話し合い、平和への話し合いの努力等を勘案いたしまして、これらと、またいろいろの基地に対する考え方を整理して参る日もあればくるのでありますが、当面として、私は、私どもは今の基地は基地なりで、その使命があると、こう考えております。

○大和与一君 ゼロとは言わぬですけども、比較的というるか、だんだんそうなるものは減つてきて、必要がないから減つてくる、こういう形の日本とアメリカとの軍事体制、共同体制、そういう方向は打ち出されておるんじゃないかと思ひます。それはどうですか。

○国務大臣(西村直己君) 必ずしも私はそう言い切れぬと思ひます。ということは、今日戦争体形が全面戦争というものを予定しますれば、それは大きな最新兵器だけであるいは片づくかもしれない。その際における局地戦というものを考えなければなりません。じゃ、日本の自衛隊が、わが国の侵略に対して十分に、しかも長期間にわたつて備え得るかという、御存じの通り、その能力はない面もありま

す。それは侵略の形態にもよります。ある期間の維持力というか、もちろん抵抗力はござります。従つて、そういう意味からいたしまして、基地、あるいは少なくとも海上におきま

ましても、私は、やはり基地というものは、ある程度は日米間において相互安全保障条約をやつておる以上は認めなければならぬ、こう考えております。

○大和与一君 そうすると、二、三年前までは知らぬけれども、日本の力というものは、米軍の救援隊が到着するまで、約三カ月といひますか、それまで防衛しておつたらいいのだと、こういうような話がやや正確にあらわされたので、これは今ではナンセンスだと考えていいですか。

○国務大臣(西村直己君) この日本の自衛力、抵抗力は、侵略と申しますか、そういう前提がどういふ形になるかによつて非常に私は違ふと思ひます。あります。その前提によつては、あるいは半年になり得るかもしれない、三カ月になるかもしれない。あるいはものによつては、間接侵略態勢のような場合におきまして、あるいはもつと長く抵抗力があるかもしれない。しかし、同時に、それらを固定的に考えるわけにはいきません。御存じの通り、起つてくるあらゆる事態に対処するといふ面から考えますと、私どもは三カ月だけ持てばいいんだ、一カ月持てばいいんだと固定的に割り切るわけにはいかない。しかし、御存じの通り、国の財政力、民生安定等を考えつ

つ、そこにある常設の線での防衛力の整備なり自衛力の漸増をはかつておるのでござります。

わして考えた場合に、三カ月と区切つたわけじゃないけれども、日進月歩というのですから、時間とともに進んで、そういう兵器の発達というものを見れば、日本の陸軍の海軍の空軍に直接に大して影響はないじゃないか、直接にボタンのつちやうじゃないか、こういう世の中になつてきたのだから、そういう意味において、それ以外、補給その他はわかります、わかるけれども、私は、そういう気持ちで日本の防衛体制がなされておると、そこにむだ金も使われるし、きわめて非近代的なことに、非科学的なことになるんじゃないかと、こういうお尋ねをしております。

○国務大臣(西村直己君) 確かに全面戦争に対しては、今の最新兵器、特にお話のような兵器は効果もありましようし、また、それ自身が使われなくなつて、大きな大規模の一つの抑制力になる。しかし、われわれは、同時に局地戦、局地紛争といふものは、現実にはアジアにおいても各地においてもあるの

でござります。局地紛争に対する在来型の兵器による基地、こういうものも、ある程度は補給とか、そういうものは考えていかなければならぬ。そういう意味から、私は、安保体制の中にも、例の新兵器だけじゃなく、在来型兵器による共同防衛といふことも当然あり得る。全面戦争のみならず、局地戦争といふことも一応前提にして、私はアジアの安全なり平和なり、日本の安全、平和といふものは考えられてしかるべきだと、こう考えるのでござります。

○大和与一君 アメリカの無償軍事援助といふのは限度があるのですか。

○国務大臣(西村直己君) アメリカの無償軍事援助といふのは限度があるのですか。

○政府委員(加藤陽三君) 米国の無償援助の方式につきましては、これは向こうで法律が作られておりまして、同時に、毎年国会で軍事援助の予算をきめるわけでございます。その予算の範囲内におきまして、政府が各国に援助をしていくという状況でございます。

○大和与一君 たとえばヘリ空母を作るといふような場合に、向こうが好むときに好む場所とその金を使うということですか。こちらの意見は通らないのですか。

○政府委員(加藤陽三君) これは向こうの法律及び予算の範囲内でできますことならば、ある程度国務省、国防省の方に権限があると思います。それをどう使うかということにつきましては、各国のいろいろな状況を見て米政府がきめるだろうと思います。

○大和与一君 そうすると、こちらとしては、これは無制限、無条件受け入れですか。向こうの範囲はありますけれども、こちらは、向こうからここにぜひ使いたいと言ってくれば、その通りにどうぞと、こういうわけですか。

○政府委員(加藤陽三君) それはそんなことはないであります。日本の欲せざるものをもらうということはありません。お互いの話し合いで、ほしいものについて援助を受け取るという状況でございます。

○大和与一君 それは全体のうちの金額と比べて、何パーセントぐらいですか。

○政府委員(加藤陽三君) 全体の金額とおっしゃいますのは、アメリカの無償援助の総額ですか。

○大和与一君 大体です。

○政府委員(加藤陽三君) 日本の予算

といたしましては、先ほど長官おっしゃいましたように、二百十三億ぐらいでございますが、詳細は防衛局長から申し上げます。

○政府委員(海原治君) かわってお答え申し上げます。

昭和二十八年以来三十六年までのことを申し上げてみますと、その間にアメリカから供与を受けた総額は、一億五千三百三十六億という推定がございまして、これに見合うものといいたしましては、警察予備隊以来保安隊、自衛隊になりましたときの物件費だけを計算いたしますと、約五千三百三十二億、すなわち、アメリカ側から援助を受けたものは五千三百三十六億、自衛隊の建設に今日まで使いました物件費の総額は五千三百三十二億ということでございます。

○大和与一君 これはほんとうの無償でくれるのですか。まさか返せとは言わぬだらうけれども、長官として、こういうただでものをもらうことを遠慮なくやっていますのですか。

○国務大臣(西村直己君) 御存じの通り、わが国の自衛力は、昭和二十六年以降、警察予備隊から発足いたしました。そのころの国力というものは非常に日本もございせんでした。特に戦後における民生安定が大問題でございました。従って、相当な額というものを援助を受けたわけでありまして、しかし、御存じの通り、今日はもう援助というものはほとんど減って参りまして、アメリカ援助の今年度の期待額が、防衛予算が千七百十七億に對して、二百億か二百十三億ぐらいを期待する、こういう程度でございます。そのかわり、米駐留軍の陸上部隊等も相当数

たのが、ほとんど今日は陸上部隊のごときは、五千名の補給部隊が残っているにすぎない、こういう状態に変わっているのではありません。その意味においては、日本の自主防衛という形に移ってきていることは間違いないと思います。

○大和与一君 そうすると、こういう無償援助を御辞退申し上げる時期が近き将来にありまうか。

○国務大臣(西村直己君) われわれといいたしましては、一応そういうことは不斷に向こう側と折衝して参りまして、わが国で新しい技術面とか、あるいはまた万やむを得ない部分、またアメリカも供与しよう、それらの話し合いを続けながら、無償援助というものは急激に減らさぬように、もちろん向こうのドル防衛その他の関係もありまして、われわれは今後援助というものは減る傾向にある、こういう前提に立つて防衛というものを考えております。

○大和与一君 第一次防衛計画の骨組みというものは、やはり北に対する重点的な配備というのですか、そういうふうな大体考えて、そうして直接的な侵略を防ぐというのが一口にいって赤城構想というものではないかと思ひますが、そうですか。

○国務大臣(西村直己君) 自衛隊第一次の防衛力整備の構想も、やはり私は必ずしも北だけに限ると思ひませせん。北海道に、たとえば今回の法案で認めらるる十三個師団のうち、四個師団を置くというところは、一つはあそこは地域が広いということ、もう一つは、有事の場合における内地からの輸送力等にも時間を要する、非常に困難でございます。そういうような面を考

るのでありまして、特別にあそこだけを取り上げて北方防衛を強化するといふ意味ではありませんで、国全体を考へての配置で、こういうふうな御了解いただきたいのであります。

○大和与一君 ちょっとそれはこじつけみたいで、あまり了解できませんが、北海道に約三分の一、五万人ぐらいいるのです。いわゆる新関東軍ができたつあるかもしれない、その内容はわかりませせん。だけれども、私は、やはりそれは長官さんにおっしゃるけれども、やはり一つの防衛体制として重点的に幾つかの要素があると思ひます。

そうすると、今までの一つの見方からすれば、これはやはり北に対するあなたの方の考え方がおのずからそこにちゃんといっているということ、これは言えるのじゃないですか。

○国務大臣(西村直己君) もちろん遠隔の地であること、一つは国境を持つていこと、これは当然であります。しかしながら、同時に、今度の十三師の配置をあらためてみますと、広島にも、あるいは相馬ヶ原のある群馬県の前橋近く、こういうものにも配置をふやして新師団を置く形になるのであります。必ずしも北だけに全部の重点を注いでいるということでもない、私は思っております。

○大和与一君 場所が広いということはある理由にならぬのだけれども、第七混成団の、これはベントミックとして立つわけでしょう。近き将来でできるんでしょか、できたんでしょか、昭和三十何年か、私は、やはりこれは少し私どもの言い方も必ずしもベントミックよくないけれども、日本とソ連とが平和宣言をした、それでその

後平和条約を結ぶというやっぱ話し合いが進みつつあるわけなんです。それがまともでない。まともでない理由が、領土の問題なんかからむのですけれども、もちろん国民感情もあるし、むずかしい問題だけれども、やっぱ一つには、そんなこと言つたつて、こつちにはえらいたくさん自衛隊があるじゃないか、こういうこともこれはまあ一つの理由にはやっぱりなるわけですよ。そういう点はどのように考えられますか。

○政府委員(海原治君) ベントミックについてお答え申し上げます。北海道第七混成団の機械化ということは、先生のおっしゃったベントミックとは趣を異にしております。ベントミックと申しますのは、先般も御説明いたしましたが、米陸軍におきまして核装備を持った空輸が簡単にできるような師団というものでございまして、北海道第七混成団の機械化ということは、これは軍事技術的に申し上げますと、あの広いところでございますので、少なくとも一つ、二つの師団がほしい、しかし、それはできないことだから、いわゆる機動的に使えますような師団を一つ置きたいということから、機動力の強化というので考えております。ものが第七混成団の使い方でございます。従ひまして、ベントミックということとは全然無関係のものであるというところを御了解願ひたいと思ひます。

○大和与一君 それで、まず最近の韓国のクーデターの状況ですね、これによつて日本の防衛体制としては新しい一つの転機がきているんじゃないかと、こういうことを私はしろうとなが

で考えるのです。これに対してはどうですか。

○国務大臣(西村直己君) 韓国のクーデターに対しては、特にこれを契機として防衛体制を変えるという考えはございません。やはりわれわれは民間の友好といふものをもろろ考えまして、敵国とか、敵視するということは何ら考えない。ただ、国内の防衛といひまして、九州にも、あるいは中国にも、あるいは北海道にも、それぞれ国土、国情に応じての師団配置を考へておる。クーデターに対して特別なことを考へてはいたしません。

○大和与一君 そうすると、逆に言う、韓国でもし何かの間違いがあった場合でも、こっちは関係は絶対ないわけですね。日本からどうするということはありませんね。

○国務大臣(西村直己君) もちろん韓国でどういふ事態が起こりましても、われわれは国土の防衛でございまして、国内においてその事態を正しく把握し、そして国内においての必要な限度のいろいろな措置は、また、大事な段階におきましてはシヴィル・コントロールの精神がありますから、その範囲内におきましてわれわれは国土の自衛をする、これだけの考へでございす。

○大和与一君 ただし、アメリカは、韓国で問題があった場合はだまっておきませんよ。そうすると、アメリカが日本と特別な十分な話し合いはなくて、そして緊急事態とか何とかいって、勝手にボラリスを飛ばしたり弾道弾を飛ばしたりするかもしれないのです。そういう場合にも日本は絶対に

関係ございせんね。

○国務大臣(西村直己君) まあ他国のことですから申したくありませんけれども、御質問がありました。かりに何かそういう事態が起こったにしても、これは日本の自衛と直接の関係はございせん。従つて、日本の基地を使つて直接戦闘参加にいくということになれば、御存じの通り、事前協議の対象になるわけでありまして。

○大和与一君 まあそれはいろいろの、私もいろんな本を読んだりしますと、防衛庁の中では、これは決して悪い意味ではなくて、やっぱり韓国に対する新しい一つの危機感という、あるいはまた従来であれば北に対する非常な思惑とか、こんなものがいろいろ出ておりますが、非常に露骨に書いてある、本に、その意味で私は聞いているのであつて、それをあなたは、まるで全国万ばんなくうまいこと防衛体制を組んでいるといつたつて、中味はからつては、そうだとつても、ほんとうにやれるかといふと、力はないと言ふ。アメリカから無償で幾らでももらつていいとおっしゃるのだから、そういう意味の防衛体制はないと思ひます。やっぱり防衛庁としては、一つ重点的な幾つかの、一つ、二つの大事な要素を持つた計画の根幹になるものはあり得るのですよ。その点を長官、しろうとですから、専門から聞かせて下さい。

○政府委員(海原治君) 私どもの考へておりますことは、先般長官が御説明しておるとちつとも変わつておりません。これはまあいづゆる内局の私どもの係でございまして、いづゆる統合幕僚会議におきましても、あるいは陸、海、空、三自衛隊の任務、いづゆる有事の場合の行動の基本といふことにつきましては、先ほど長官の御説明にありました点を私どもとして正しい線として認め、また、計画し、準備しておる次第でございまして、重点といふことになりまして、やはりここに書いてございまして、いづゆる直接及び間接の侵略に備へて、与えられた任務といふものを最も的確に実施するよう、に、予算の制限、法律制限の範囲内で考へておる次第でございまして、十三個師団の配置につきましては、北海道及び九州等が、一応本州と交通の便等を考へますと、一つの補給等の点で問題がございまして、ある程度の部隊の厚さといふものはございまして、それ以外の本州につきましては、それぞれの場合を想定しまして配置を行なう、というところで実施したいと思ひます。

○大和与一君 大蔵省関係おられましたね。大蔵省と防衛庁との財政的な窓口での折衝をしようといふやうなわけですが、これは大蔵省としてはどういふ考へ方で防衛庁と折衝しているか、一つ基本的なものがありませんか。

○説明員(新保実生君) 非常に大きな問題でございまして、自衛隊の予算を作り上げるにつかましては、一応既定の部隊ができ上がつておりますので、その部隊を維持するために、翌年度においてどの程度経費が必要であるかという見積りを第一にいたします。その次に、新たに幾ら増勢するかという問題があるわけですが、これにつきましては、御承知のように、国防の基本方針というのが定められてお

りまして、国力、国防に依つて漸進的に自衛力を整備していくという基本方針がございまして、同時に、防衛力の漸増にあたりましては、民生の安定とか、そういうほかの各省の一般の施策がございまして、そういうものを圧迫しないように、それとバランスをとるという基準に照らしましてそれぞれの年度の増勢の規模を決定しておるわけでございます。

○大和与一君 だいぶむずかしいですけども、今の代議士をやっている賀屋さんが大蔵大臣をしていいたときに、軍事のことに詳しくは必ずしも軍隊の意のままにならなかつたという時代があつたことをちよつと記憶しているのですが、今の大蔵省のあなた方は、陸、海、空について、軍事予算についてほんとうに權威ある実力を持つていて、ということをお負されておりますか。

○説明員(新保実生君) 軍事的な知識につきましては、もちろんしろうとでございまして、防衛庁の予算の構造は、金額的には非常に大きいわけがございまして、しかしながら、その大部分は人件費とか生活経費と申しますが、私も管金費と申しますが、一般の官庁と違ひまして、二十四時間の起居をある一定の施設の中で行なつておるわけがございまして、そういう生活経費が相当多額を占めております。また訓練、演習も、それぞれ専門の方々が、こつちの費用については何時間といふような基準ができております。従つて、防衛庁費のおそらく六割なり七割に相当する部分は、そういう人件費なり生活経費なり、そういう一定

の基準でもつてはじき出されるような性質の経費が大部分でございまして。新たにどういふ艦船なりあるいは航空機を作るといふような問題につきましては、これは専門の防衛庁の方がいろいろな角度から検討されて要求を出され、私どもとしては、ほかの施策との関係を考慮しながら一定の増勢の規模を考へる、こういうことになりまして、必ずしも軍事専門的な知識が百パーセントなくても、これは予算を作る仕事ではないか。もちろんわれわれの能力十分でございまして、かねてから専門家の意見も聞き、ある程度の勉強はいたしておるつもりでございまして。

○大和与一君 私の調べたところでは、大蔵官僚は出世が早く、ちつともポストに落ちていない。どんと動いておる。防衛庁の方はちゃんと落ちついている。いまに押しまぐられ。やはり国家民生全体の安定と経済のためにやらなければならぬから、その点はえらい人によく言つておいて下さい。そういう傾向がある。

それでは次にいきます。長官にお尋ねしますが、シヴィル・コントロールというが、これはやはり英語を使うが、日本語で何といひますか。

○国務大臣(西村直己君) これは私の解釈では、政治優位といふふうに解釈すべきじゃないか。政治優位でございすね。言いかえれば民主主義的な軍隊管理でございすね、こつちのほうに私は解釈すべきじゃないかと思ひてございす。よく世間では文官優位と申しますが、文官は私の補佐官でござい

ざいます。そうではございませんで、憲法上の用語を多少拝借すれば、文民優位という言葉がいかにもしませんが、私は、正しい意味では政治優位、軍が政治を支配するのではなく、政治が軍的なものをきめていく、その政治は民主主義政治である、こういうふうには私は考えております。

○大和与一君 それは大へんいいことを聞きまして、おそらく国会議員でも、それを知っておられるのはあまりいない。文官優位ぐらいだと思つて普通に考へておられますが、そこが政治家の長官としての発言になるのだからと思ひます。政治優位というのは必ずかしいです。そこで、長官は、何といつても政治が根幹だから、政治がよくなければ、いろいろなことをきめてもよくないといふことをこの前からおつしやつてゐるのですが、この点はわかつております。しかし、政治優位とはいひながら、文官優位とはいひませんが、やはり何といひますか、公平な調整がなされなければいかぬと思ふのだが、その辺どうも……。これは平時の場合は問題はありません。しかし、今ちょっと大蔵省と話をしたのだけれども、やはりこれは有事の場合に、一体政治優位というものは、これは長官だけの御意見ですか、閣議の決定ですか。

○国務大臣(西村直己君) これはもちろん言葉の問題ではございせんが、言葉の問題になりますと、これは法制局長官あたりにお尋ねしていただく方がむしろ正確かもしれません。これは歴代の内閣におきましても同じような解釈をし、また、同時に、法の立て方、たとえば防衛庁法、治安出動ある

いは防衛出動、あるいは私の上に総理がいること、そして総理大臣は国会において民主的に選挙される、こういうような関係から私はこの原則は立つておると思ふのであります。

○大和与一君 しかし、これはやはり若干問題になるかも知れませんが、あそこから。やはり防衛庁なんだから制服の人もたくさんおるわけですから、その意見がうまくまとまつていく場合には、何か問題が起つたときに、これは文官の方よりも制服の方が専門だから、これはよくわかる。それを政治優位ということ、総理大臣なり防衛庁長官だけが個人的な見解でやるわけにいかないでしょう。そうすると、最高の最終決定といふものは一体どこできめる、その構成はどうなる、それは一体多数決できめるのか、こういう点をまず聞きましよう。

○国務大臣(西村直己君) 平素の、たとえば政策上の基本的な問題は内閣の補佐を受けて、私が統括者としての責任をとりまします。ただし、もちろん重要事項は閣議というものがございまして、また、政府というものは、当然国会の十分なる意思を体してやつていく、こういうことに当然なつておるわけでありまして、私は、これはあくまでも十分近代国家としてのいわけのシヴィル・コントロールの形は、世界的に決して負けてゐるものではない、むしろ私は、日本の自衛隊といふものは、シヴィル・コントロールの制度は一応よくできてゐる、こういうふうな考え、また、外国の諸君もそういうふうに見ておるのであります。

○大和与一君 これはしかし歴史的に見れば、もうほとんど数え切れないほどの

どのたぐさんの悪例があるわけですから、もう一つ一つのデモクラティックな形があつても、実際にどうかなくなつちやつたら、みんなおつぽり出しちやつてぶつこつた。一番あんたがひどい目にあつたわけだ。その辺はやっぱりよほど何といひますか、あなたの今考へておる考え方はいいのだらうと思ふのですけれども、その運営に限つて。ほかのことは反対だけれども、ぜひとも今あなたのおつしやつた意味で、一つこれからは御努力してもらいたいと思ふ。私はもちろん基本的に絶対反対をしたい方だから、その辺を付言して、きようは私の質問を終わります。

○鶴岡哲夫君 今、大和委員の質問の中で、米軍の基地の問題が出ました。が、私、基地の問題について若干伺いたいと思ひます。

これは核武装は、日本における米軍は核武装はしてゐない。さらに長距離弾道弾、中距離弾道弾といふ基地はないのですか、これらについて確めておきたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 核武装、核の持ち込み、あるいは非常に大きな兵器を持ち込むことは、もちろんそれは現在してありません。また、そういう事態が起りますことは、当然事前協議の対象になる。

面戦争の阻止に役立っておるのかどうなのか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 日本に基地のありますことは、もちろん日本の安全のためであります。そしてそれ自体が、直ちに全面戦争の抑制力と云へないにしましても、私は、局地戦といふものを押さへることが、やはり局地戦から発展して全面戦争になる、そういう意味では全面戦争の抑制力にも私は寄与してゐると、こう申し上げておるのであります。

○鶴岡哲夫君 全面戦争の直接の阻止力にはなつていないといふ発言だと思ふのですが、局地戦といふものが全面戦争へ発展するといふ場合には役立つといふようなお話です。それから、全面戦争に對しては、直接基地といふものが抑制力になつていないといふふうな言ひとあるわけですが、これは核武装はやつていない、中距離弾道弾といふものもない、ポラリス潜水艦の基地もない、あるいは常時核武装をした爆撃機が空中警戒をやつてゐるというふうなこともないといふことになりますれば、やはり長官のおつしやいますように、全面戦争の阻止力には直接やばり役立っていない、昨年の秋に、ハーバード大学の国際研究所次長、アメリカの統合参謀本部政策顧問キッシンジャー博士、この方が見えまして、ときに、防衛大学や、あるいは防衛の研究所あたりでも盛んに講演をなさつたところであります。このキッシンジャー博士が、日本の基地は全面戦争の場合においては必ずしも必要ではないといふ発言をなさまして、相当当時新聞等におきまして波紋を描いたわけであ

ざいます。確かに長官もおつしやいますように、またこのキッシンジャー博士がお話のように、全面戦争に對しては抑制力としてはやはりない、特に三月二十八日ケネディ大統領が国防予算教書を発表されましたが、こういうものを見ましても、そういうことがはつきり裏づけられると思ふのです。そこで長官に伺ひたいのですが、日本の基地の任務、役割といふものはどういふものがあるのか、それを伺ひたいと思ひます。どういふふうな考へておられるか、伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 日本の基地を与えておられますことは、安全保障体制から考へて思ふのであります。これは私から申し上げるまでもなく、安全保障条約から地位協定ができて基地が与へられておるのであります。従つて、基地の意味といふものは、日本自体にとつては、直接局地戦的なものであります。ただ、その補給源等、あるいは修理能力等の点から置きますれば、艦隊行動等に對していろいろものを提供してゐることは、全面戦争の抑制力にも間接的に私はやはり必要だといふ意味でも基地がまた与へられておると、こう思ふのであります。いま一つは、基地は、当然そういう意味で備へるためには訓練の場になるわけでありまして。こういう意義があると思ひます。単に基地を有事の場合にだけ使つてはなりません。平素の訓練にも使つて、あるいは平素駐留するいろいろな要素にこれが主として使われる、こういうふうな基地といふものを私は受け取つております。

○鶴岡哲夫君 日本の基地にありま

てこようとする米軍に対しては、核武装、これはしない、あるいは長距離弾道弾とか中距離弾道弾の基地というのに対しては、今のところないという事になりますと、あるいはポラリス潜水艦の基地もないということになりますれば、今全面戦争というものを阻止する力というものは、これはケネディ大統領がこの予算教書の中で言っているように、はつきり全面戦争を阻止している力というものは、ミサイル阻止力の問題、それから核武装したポラリス潜水艦の問題、それからスカイ・ボルト、あるいは八分の一の重爆撃機が常時空中を警戒している、しかも核武装をして、こういう要素によって全面戦争というものは起こり得ない、先制攻撃、奇襲攻撃というものは無意味だという断定をしておるわけでありまして、その意味では日本の基地というのは、全面戦争の阻止力というものは、やはりキッシンジャー博士が言うように、ないものというふうに見なければならぬのじゃないかと思ひます。なお、今の基地の問題につきまして、在日米軍基地の役割はどうだということについてキッシンジャー博士が言っているわけですね、二つあげておきます、日本の基地の役割を。若干我田引水でもありますが、言っていることは、一つは純粋に軍事的な利用だ、日本の防衛のための軍事的なものだと言ふ。もう一つは、これは政治的・心理的な問題だ、日本に基地があれば、日本を攻撃したら米軍を戦争に巻き込む、こういうような心理的な圧力によってというふうな心理的な効果があるという二つの点をあげておるわけですから、この発表がありましたときに、

若干の軍事評論家等の評論が載りました、どうも公平に見てキッシンジャー博士の日本基地役割論というものは、どうも消極的で説得力が少ないというふうにも言われたわけですが、私も、どうもこの説得力が少ない、ことにケネディ大統領が三月二十八日に国防予算教書、これを出されたとき、それとの関係で見ますと、どうも説得力がないと思うのです。あるいは今のアメリカの戦略、戦術からいへば、この二つの理由というものは浮いてしまっているのではないかとこの感じがするわけですから、そこら辺についての長官の一つ所見を承りたい。

○国務大臣(西村直己君) キッシンジャー博士がどういふ御意見を言われましたか、これは一つの学者でございまして、そういう立場からの批判をされたのだらうと思ひます。ケネディの方はアメリカの、御存じの通り、最高の責任者で、その国防予算特別教書は、国民にその協力を求める意味で国会に訴えると同時に、予算要求をいたす説明である。同時に、またアメリカ国民に、あるいは他国であるそれぞれの国、あるいはその他の世界に一応自分の防衛に対する意思を表明したものだと思ひます。従つて、私は、アメリカの意思といふことは、アメリカの国防、あるいは安全保障に対する考え方というものはケネディの教書を主体にして考えております。そうすると、その考え方はいたしましては、今言われましたような教書の中にもはつきり書いてあるのだから、やがてアメリカのケネディの教書自体におきまして、局地戦というものを相当重要視している。

局地防衛の主要負担は、地元住民や地元部隊が負わねばならない。しかし、このような脅威が起る見込みが強く、かつ、その脅威が重大な場合には、また基地も必要であるという趣旨のことを書いて、その基地というのは、輸送であるとか、あるいは貯蔵であるとか、その他の能力のために基地が必要である、こういうふうな思想で私はこれをすなわにまた日本の防衛の立場から受け取って、日本の防衛の立場から基地というものを対しての考え方をきめて参りたい、こういう趣旨でございまして。

○鶴岡哲夫君 私は、今のキッシンジャー博士の所説、いわゆる基地の役割という二つは、単に学者のお話ではない。アメリカの統合参謀本部政策顧問、日本に求められて、防衛庁でも非常に歓迎された方でありまして、その方がどういふ二つの基地の役割、いかにも確かにこういふ役割があつたのだらうと思ひますけれども、すでに先ほど申し上げましたように、全面戦争というものに対する阻止力としては非常に弱くなつておる。むしろないのではないかというふうに私は思ひます。長官は補給地だとか、あるいは出動の基地だというふうなお話であります。が、こういうものは、日本国民に対しては、恐怖心を与え、何らの私には日本国民としては期待感が持てないのじゃないかと思ひます。それがあつたことによって、問題は、従ひまして局地戦あるいは限定戦争というものになるのじゃないかと思ひます。確かに今長官のお説み上げになりましたように、大統領は確かにその点を指摘をし、さらにまた、それに相応して

日本の自衛隊も第二次防衛計画もそういうふうな組み立てられておるといふふうに思ひます。で、これは同じく衆議院の内閣委員会におきまして、海原防衛局長は、第二次防衛計画というものは、あくまで限定戦争というものを想定して立てたということを明言しておられるわけですが、ケネディの政策に即応して出てきたものだといふように思ひます。この限定戦争であります。が、一体その限定戦争になつた場合に、かりにラオスなり、あるいはその周辺において限定戦争が起つたといふ場合に、日本の基地からアメリカが

出動していくということは、これは日本国民にとっては迷惑な感じが受けられないのじゃないか。あるいは戦争に巻き込まれるという危機を感じてこそすれ、基地があることによって期待感とか、あるいはあるがたいという感じを受けないのじゃないかというふうに思ひます。さらに間接侵略とか、あるいは一國、あるいは二國以上の扇動教唆によつて、国内において大規模な内乱あるいは暴動が起つたといひますか、そういう場合の状況を考えしてみても、長官の衆議院の中における言明は、アメリカ軍に依存しないというお話をあります。確かにそうだらうと思ひます。依存しない、依存したくない。海原防衛局長は、場合によればおすが、それがあつてもかまひない、おすが、それがあつてもかまひない、訂正をしておられますが、そういう発言。しかし、基地があるということによつて、間接侵略なり、あるいはそういう大規模な内乱なりというものは役に立たないのではないかと。たとえば、今のラオスなり、あるいはベトナムにしまし

ても、SEATO 結成以来のアメリカの第一線の基地です。同盟軍です。基地があるということだけでは防ぎ切れぬものがある。今やラオスなどというものはどうにもならない。中立国にしようとしてアメリカが懸命になつておる。その中立国も不可能じゃないか、あるいは希望が持てないじゃないかとあるといふことによつて、日本の防衛という段階にきておる。従つて、基地があるといふことによつて、日本の防衛なり、あるいは間接侵略に対して対抗できるというのではないじゃないかと思ひます。そこら辺の見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 遺憾ながら、私もさういふことは、御意見とは違つた意見を持っております。御存じの通り、日本は確かに自衛力としましては、国力、國情に應じ、また、自衛の任務からいたしまして、局地戦というものを主体として考えておる防衛力の漸増整備をはかつておるのであります。しかし、その局地戦といへども、非常に最悪な事態になつた場合に、局地戦の形がどういふ形で起こつてくるかによつて、わが防衛力で足らぬ場合には集団安全保障体制でいく、これは国連の憲章に認めておる当然のわが国の権利でありますから、それに従つてわが国は日米安全保障条約を結んでおるわけでありまして。

また、基地があるからといって、直ちにこれが出動の根拠地、ことに海外の日本侵略に対する出動の根拠地にはなりません。しかし、海外の國々が侵略をされたからといって、日本の基地が作戦行動の基地になるといふことに対しては、事前協議という段階を、御存じの通り、経ることになる。しか

力に対して現実に脅威を感じているというお話でありました、衆議院におきます御発言であります。それに対するやはり対策というふうな考え方を持っておられる。それと、私は今、海原防衛局長の発言と関連して考えますという、やはり相当分析された想定に立っておられるのではないかというふうに考えるわけなんです。しかも、これから日本は限定戦争、これは海外派兵はするわけではないのでありますから、日本の国内における大規模な反

乱、一カ国が二カ国以上の教唆扇動によるところの内乱、紛擾というものを想定しておられると思うのです。その分析があるならばお示しをいただきたい。どうも私はあるように見る、それをお示しをいただきたい。

○國務大臣(西村直己君) 簡単に申し上げます、防衛という仕事は、やはり一つの勝負事でございます。だが、いろいろな千差万別の場面を考えると、いうことは当然でございます、われわれが暮というものをやりましても、いろいろな想定のもとに布石をする、局面の変化によって。その意味で千差万別の布石をする。それを常時任務としたしておるわけでありますけれども、

固定したものであるという意味で私もがが示しするわけにいかない、そういう意味であります。

○鶴岡哲夫君　抽象的にはその通りだと思ひます。ですが、これは第二次防衛計画を作る、あるいはアメリカのケネディ大統領のああいう教書が出て、従つて、局地戦なり、あるいは限定戦争というものを深刻に考えなければならぬというふうになつてきていると思うのですね。その場合に、今のよ

うな抽象的な話ではとうてい納得できない。しかも、防衛庁長官は、国際共産勢力というふうにはつきり限定しておられるわけですから、まあ長官は、そのときに日本の置かれた立場としてこういうことを申し上げるのはどうかというふうなものが加わっておりまして、いざにしてもはつきりしているのですから、どういふふうな想定をされておられるのか、日本における限定戦争、日本における大規模な騒擾というものです。

○国務大臣(西村直己君) 私が一つの例として国際共産主義の脅威というものを申し上げたのは、御承知の通り、共産主義の首脳部におかれましては、解放戦争は正義の戦争であると、たびたび戦争を是認している言葉があるわけでありまして、そういうようなことかいらいまして、私は、やはり一つの戦争を抑止する、あるいは自衛する立場におきましては、一つのやはり勢力になるというところは言えると思うのであります。そういう意味で申し上げたのであります。具体的に、それじゃどの国がどういふふうにするというのを国会の席を通してわれわれが言うことはいけないことであるし、また、言うべきではないと私は思うのであります。

○鶴岡哲夫君 なるほどそういうことでしょう。確かにおっしゃる通りだと思ふんです。ただ、私は、長官の国際共産勢力に対して現実の脅威を感じているというこの考え方、これはやはり長官が前置しておられますように、日本の置かれる立場としては、慎重なやはり発言すべき内容ではないか。特に憲法の前文の建前からいいます

で、慎重なやはり配慮が要るのではないだろうかというふうに思っておりますが、国会の場においては、長官はその点をつきり何回か言明をしておられる。どのようなものでございましょう。

○国務大臣(西村直己君) 私は、先ほど申し上げましたように、やはり共産主義と申しましたも、憲法の上から申しまして、憲法の思想の面から申しまして、自由であることは、ただ、共産主義というものの行動の中には、破壊というものを是認する面もありません。また、歴史の示すところでもあります。また、国際共産主義の戦列に加わっておる人たちの言葉の中に、戦争を是認する話も時おりあるわけでございます。これも私は、一応われわれの自衛としては考えるべき場合もありません。しかし、具体的に、あるいは個々人というところになって参りますと、もちろんわれわれはそれぞれの国と友好関係を結ぶのでありますから、個々の国に対してこれと言ふことは慎んでいかなければなりません。基本は、何といたしまして、われわれは戦争というものを予定するよりは、むしろ戦争の抑制力としての自衛であるという前提に立っていることは、もうこれは繰り返して申し上げておる点であります。

○鶴岡哲夫君 私は、自衛隊法で定めらるような、あるいは防衛庁設置法で定めらるような立場を一つ堅持していただきたい。国会の場におきまして、国際共産勢力に現実の脅威を感じておる、そうして、いかにもそれに対する間接侵略なり、あるいは限定戦争のごとき印象を与えることは、これは

避けるべきじゃないかというふうに考へておるものであります。ぜひ一つそういうような慎重な態度をとっていただくように要望申し上げておきたいと思ふ。

それから、それに関連いたしました。杉田幕僚長の発言、これは「よき中隊への道」ということで衆議院で問題になりました。これに対する長官の答弁等を議事録で拝見いたしました。非常に疑問に思ふ点がございまして、その上に立つて若干御質問申し上げます。それだと思いますが、あの中にこういうことがあるんですが、自衛隊の中に共産主義者はいない、従って、そういう教育をやっても、これは憲法違反にならないというふうな意味の発言があるわけなんです。私は、自衛隊は国家公務員だと思ふ。国家公務員は、御存じのように、憲法九十九条によりまして、憲法を尊重する、あるいは擁護する、そういう義務を負っておるわけですね。その意味でいいますと、どうもそういうふうな教育をやるということはいけないのじゃないか。反共の士がおつてもいいし、反自民党の人がおつてもいいです。あるいは反社会党の人がおつてもいいです。あるいはそういう団体があつてもいいと思ふ。しかし、国の機関がそういう教育をするということはいけないのじゃないかというふうに思ふわけなんです。その辺をどういふふうに考えていらっしゃるのか、伺っておきたいと思ふ。

○国務大臣(西村直己君) 私は、憲法はもろろん尊重いたします。思想の自由、言論の自由、従って、自衛隊員が、かりに他の問題でも、できるだけ自由な立場において意見を述べてもら

うということもいと思ふます。しかしながら、同時に、共産主義におきましては、破壊的な、あるいはもろろん右翼もありましようが、破壊的な面という要素が伴いやすいことは、これはもう私から申し上げるまでもなく、そういう事例があるのであります。暴力による革命、あるいは憲法をこえた革命、こういうふうな面から考えますれば、共産主義に対してやはり一つのそういうことを教育することは、これはあたりまえである、事実を説明することだ。それからもう一つは、自衛隊の中には、私は、やはり共産主義を信奉する人は、おそらくお入りにならぬというのが常識だと思ふます。特別の意図がない限りはお入りにならぬだろう。特別の意図があつて入るなら、これはあえて何をかいわんやであります。共産主義を信奉して、なおかつ今の自衛隊に入る、自衛隊をお認めになるといふほど、日本の共産党は今の自衛隊を是認をされていらないのではないかと私は思ふのです。

○鶴岡哲夫君 私は、日本の憲法におきまして、思想の自由、あるいは信教の自由というものの、信条の自由というものを保障している。もし日本の憲法が、ある一つの思想を禁止しているとすれば、それはよくありません。けれども、そうではないのであります。むしろ、国の機関がそういう教育をやるということはいけないことではないか。これは個人が反共であり、反自民党であり、反社会党であることはけつこです。それには自由があります。が、国の機関がそういうことをせられることは、これは問題がある。かりに今長官がおっしゃいますように、暴力

的なものがあるとか、あるいは破壊的なものがあるとかいふものがかりにあつたとしても、日本の憲法というものは、厳として存在しておるわけでありまして、それを乗り越えたような教育というものが、国の機関において行なわれるということはいくはないのではな

いかというふうに思ふわけなんです。もう一ぺんお伺いするといふのも少し何ですが、そこら辺のことがどうも事情が少しばかり、長官の衆議院における答弁等を見まして、若干ミステークがあるのではないかと気がしておるわけなんです。いかがでございます。

○国務大臣(西村直己君) 私は、自分で間違つてないと思つております。要するに、自衛隊は国土の守りでありまして、言いかえれば、外から、あるいは内側において秩序を乱す場合におきまして、与えられた任務を遂行する。その場合におきまして、共産主義的な行動におきましては、秩序を乱すという場合が多いのであります。またこれは御存じの通りであります。その場合には、御存じの通り、私はいくつか、それに対して反対する者が入っているのに対して押しつけるのなら、これはまた一つの問題でありましよう。相手自体がそういうふうな立場で自衛隊に入ってくるのがほとんどであらう、そういう建前から私は事実をよく説明していくことは、憲法の思想を何ら侵害していない、こういう解釈でござい

ます。

○鶴岡哲夫君 どうも長官が反共であつてけつこです。自民党員として烈々たる反共者であつてけつこです。しかし、長官は、自民党の者であ

と同時に、これは国家公務員として自衛隊の長であるわけです。その立場におきましては、自民党という立場とはやはり変わった立場にお立ちにならぬと、どうも私は憲法の趣旨には沿わないというふうに考えておるわけです。烈々たる反共でけつこうです。ですけれども、国の機関としては、これは問題がある。なほ伺っておきませんが、かりに自衛隊には共産主義者は入らぬというお話であります。何かの機会に本を読んで、若い者ですとか、共産主義思想を持ったとしますと、誠意されますか。

○政府委員(小野裕君) ただいまのお尋ねのような場合に、思想的にそういう信念ができて、行動、勤務その他におきまして隊員としての秩序を守っている限りは、簡単に誠意ということにはなりません。誠意は誠意で、それは今の御説の通りであります。国家公務員という立場からいいますれば、信教の自由、思想の自由というものは各個に持っているわけでありまして、かりに何らかの機会にそういうような思想を持ったとしても、それを単なるそれだけの理由によって誠意するということとはできない、おっしゃる通りだと思います。私は、自衛隊としてそういう考え方がもつと必要なんじゃないかと思ひます。かりに政治教育がいいということになりますと、これは韓国にもありますように、どこでもそうであります。少なくとも、今のアメリカと軍事同盟を結んでいるところにおいては、アジアにおいては非常にそれは強いのでありますけれども、反共という軍隊における教育が行なわれる、裏返す

と、政治腐敗という政治教育になっておる、従って、韓国におきましても、反共と同時に、政治腐敗というものが取り上げられてあつたという事態になつてくるわけでありまして、私は、自衛隊としては、明らかに自衛隊法で示しておる通りに、あるいは防衛庁設置法で示しておる通りに、自衛隊の目標はつきりしておるものであります。それから、間接侵略に對し、あるいは直接侵略に對して守るという立場でお進みになつていただきたというのを御要望申し上げたいと思ひます。

○國務大臣(西村直己君) この点は大事な点でありますから、私からはつきり申し上げておきますが、自衛隊隊員に對しては、十分民主主義を理解させる意味におきまして、反民主主義的なことに對しては、私は、そういう信念は持たしたくないということにはつきり申し上げておきます。

○國務委員(小野裕君) そうなると、またちよつとくどくなりまして恐縮ですが、やはりこれは反民主主義であるという憲法にはそつとなつていないわけですから、まあ一つその辺はよく御検討いただきたという要望を申し上げます。また、やめたかと思ひますが、続きまして若干個々の問題につきましても伺ひたいと思ひますが。

○委員長(吉江勝保君) だいたい時間が超過いたしております。

○國務委員(海原治君) 鶴岡委員のおっしゃいましたSAGEというものは、実は北米におきまして大部分を、半自動式警戒指揮装置だと思ひますが、第二次計画で考へておられますが、そういう大規模のものではございません。それと別にこれを小型化したしました。ちよつと日本の地形、面積に合つた程度の半自動式というものを、今後検討の結果によりまして、適当なものといふことになつた場合には採用したいといふことで、今検討いたしております。

○國務委員(海原治君) 先般ヨーロッパの例を申し上げましたのは、この半自動組織だけでございせん。レーダーの探知距離との問題に關連しまして申し上げたのであります。今度のパッジでございますが、これは主として、現在ボイスと申します口から口へいゆる通信でやつておりますものを、全部機械的にこれは飛行機に送信をする、こういうことでございまして、飛んでおります飛行機に對して、この目標に對してどの方向に行けといふような指示を口でやります場合と、それから機械的にやります場合とでは対象が幾つになるとか、あるいは高度がどのようになるか、あるいは非常に違つて参ります。しかし、少なくとも、かりに従来八分かかるものをいたしますれば、それが時間が半分以下になるものといふようなものでございまして。

○國務委員(海原治君) 先般ヨーロッパの例を申し上げましたのは、この半自動組織だけでございせん。レーダーの探知距離との問題に關連しまして申し上げたのであります。今度のパッジでございますが、これは主として、現在ボイスと申します口から口へいゆる通信でやつておりますものを、全部機械的にこれは飛行機に送信をする、こういうことでございまして、飛んでおります飛行機に對して、この目標に對してどの方向に行けといふような指示を口でやります場合と、それから機械的にやります場合とでは対象が幾つになるとか、あるいは高度がどのようになるか、あるいは非常に違つて参ります。しかし、少なくとも、かりに従来八分かかるものをいたしますれば、それが時間が半分以下になるものといふようなものでございまして。

○國務委員(海原治君) 鶴岡委員のおっしゃいましたSAGEというものは、実は北米におきまして大部分を、半自動式警戒指揮装置だと思ひますが、第二次計画で考へておられますが、そういう大規模のものではございません。それと別にこれを小型化したしました。ちよつと日本の地形、面積に合つた程度の半自動式というものを、今後検討の結果によりまして、適当なものといふことになつた場合には採用したいといふことで、今検討いたしております。

○國務委員(海原治君) 先般ヨーロッパの例を申し上げましたのは、この半自動組織だけでございせん。レーダーの探知距離との問題に關連しまして申し上げたのであります。今度のパッジでございますが、これは主として、現在ボイスと申します口から口へいゆる通信でやつておりますものを、全部機械的にこれは飛行機に送信をする、こういうことでございまして、飛んでおります飛行機に對して、この目標に對してどの方向に行けといふような指示を口でやります場合と、それから機械的にやります場合とでは対象が幾つになるとか、あるいは高度がどのようになるか、あるいは非常に違つて参ります。しかし、少なくとも、かりに従来八分かかるものをいたしますれば、それが時間が半分以下になるものといふようなものでございまして。

○國務委員(海原治君) 先般ヨーロッパの例を申し上げましたのは、この半自動組織だけでございせん。レーダーの探知距離との問題に關連しまして申し上げたのであります。今度のパッジでございますが、これは主として、現在ボイスと申します口から口へいゆる通信でやつておりますものを、全部機械的にこれは飛行機に送信をする、こういうことでございまして、飛んでおります飛行機に對して、この目標に對してどの方向に行けといふような指示を口でやります場合と、それから機械的にやります場合とでは対象が幾つになるとか、あるいは高度がどのようになるか、あるいは非常に違つて参ります。しかし、少なくとも、かりに従来八分かかるものをいたしますれば、それが時間が半分以下になるものといふようなものでございまして。

○國務委員(海原治君) 先般ヨーロッパの例を申し上げましたのは、この半自動組織だけでございせん。レーダーの探知距離との問題に關連しまして申し上げたのであります。今度のパッジでございますが、これは主として、現在ボイスと申します口から口へいゆる通信でやつておりますものを、全部機械的にこれは飛行機に送信をする、こういうことでございまして、飛んでおります飛行機に對して、この目標に對してどの方向に行けといふような指示を口でやります場合と、それから機械的にやります場合とでは対象が幾つになるとか、あるいは高度がどのようになるか、あるいは非常に違つて参ります。しかし、少なくとも、かりに従来八分かかるものをいたしますれば、それが時間が半分以下になるものといふようなものでございまして。

○國務委員(海原治君) 先般ヨーロッパの例を申し上げましたのは、この半自動組織だけでございせん。レーダーの探知距離との問題に關連しまして申し上げたのであります。今度のパッジでございますが、これは主として、現在ボイスと申します口から口へいゆる通信でやつておりますものを、全部機械的にこれは飛行機に送信をする、こういうことでございまして、飛んでおります飛行機に對して、この目標に對してどの方向に行けといふような指示を口でやります場合と、それから機械的にやります場合とでは対象が幾つになるとか、あるいは高度がどのようになるか、あるいは非常に違つて参ります。しかし、少なくとも、かりに従来八分かかるものをいたしますれば、それが時間が半分以下になるものといふようなものでございまして。

○國務委員(海原治君) 先般ヨーロッパの例を申し上げましたのは、この半自動組織だけでございせん。レーダーの探知距離との問題に關連しまして申し上げたのであります。今度のパッジでございますが、これは主として、現在ボイスと申します口から口へいゆる通信でやつておりますものを、全部機械的にこれは飛行機に送信をする、こういうことでございまして、飛んでおります飛行機に對して、この目標に對してどの方向に行けといふような指示を口でやります場合と、それから機械的にやります場合とでは対象が幾つになるとか、あるいは高度がどのようになるか、あるいは非常に違つて参ります。しかし、少なくとも、かりに従来八分かかるものをいたしますれば、それが時間が半分以下になるものといふようなものでございまして。

○國務委員(海原治君) 先般ヨーロッパの例を申し上げましたのは、この半自動組織だけでございせん。レーダーの探知距離との問題に關連しまして申し上げたのであります。今度のパッジでございますが、これは主として、現在ボイスと申します口から口へいゆる通信でやつておりますものを、全部機械的にこれは飛行機に送信をする、こういうことでございまして、飛んでおります飛行機に對して、この目標に對してどの方向に行けといふような指示を口でやります場合と、それから機械的にやります場合とでは対象が幾つになるとか、あるいは高度がどのようになるか、あるいは非常に違つて参ります。しかし、少なくとも、かりに従来八分かかるものをいたしますれば、それが時間が半分以下になるものといふようなものでございまして。

○國務委員(海原治君) 先般ヨーロッパの例を申し上げましたのは、この半自動組織だけでございせん。レーダーの探知距離との問題に關連しまして申し上げたのであります。今度のパッジでございますが、これは主として、現在ボイスと申します口から口へいゆる通信でやつておりますものを、全部機械的にこれは飛行機に送信をする、こういうことでございまして、飛んでおります飛行機に對して、この目標に對してどの方向に行けといふような指示を口でやります場合と、それから機械的にやります場合とでは対象が幾つになるとか、あるいは高度がどのようになるか、あるいは非常に違つて参ります。しかし、少なくとも、かりに従来八分かかるものをいたしますれば、それが時間が半分以下になるものといふようなものでございまして。

○國務委員(海原治君) 先般ヨーロッパの例を申し上げましたのは、この半自動組織だけでございせん。レーダーの探知距離との問題に關連しまして申し上げたのであります。今度のパッジでございますが、これは主として、現在ボイスと申します口から口へいゆる通信でやつておりますものを、全部機械的にこれは飛行機に送信をする、こういうことでございまして、飛んでおります飛行機に對して、この目標に對してどの方向に行けといふような指示を口でやります場合と、それから機械的にやります場合とでは対象が幾つになるとか、あるいは高度がどのようになるか、あるいは非常に違つて参ります。しかし、少なくとも、かりに従来八分かかるものをいたしますれば、それが時間が半分以下になるものといふようなものでございまして。

○國務委員(海原治君) 先般ヨーロッパの例を申し上げましたのは、この半自動組織だけでございせん。レーダーの探知距離との問題に關連しまして申し上げたのであります。今度のパッジでございますが、これは主として、現在ボイスと申します口から口へいゆる通信でやつておりますものを、全部機械的にこれは飛行機に送信をする、こういうことでございまして、飛んでおります飛行機に對して、この目標に對してどの方向に行けといふような指示を口でやります場合と、それから機械的にやります場合とでは対象が幾つになるとか、あるいは高度がどのようになるか、あるいは非常に違つて参ります。しかし、少なくとも、かりに従来八分かかるものをいたしますれば、それが時間が半分以下になるものといふようなものでございまして。

○國務委員(海原治君) 先般ヨーロッパの例を申し上げましたのは、この半自動組織だけでございせん。レーダーの探知距離との問題に關連しまして申し上げたのであります。今度のパッジでございますが、これは主として、現在ボイスと申します口から口へいゆる通信でやつておりますものを、全部機械的にこれは飛行機に送信をする、こういうことでございまして、飛んでおります飛行機に對して、この目標に對してどの方向に行けといふような指示を口でやります場合と、それから機械的にやります場合とでは対象が幾つになるとか、あるいは高度がどのようになるか、あるいは非常に違つて参ります。しかし、少なくとも、かりに従来八分かかるものをいたしますれば、それが時間が半分以下になるものといふようなものでございまして。

○國務委員(海原治君) 先般ヨーロッパの例を申し上げましたのは、この半自動組織だけでございせん。レーダーの探知距離との問題に關連しまして申し上げたのであります。今度のパッジでございますが、これは主として、現在ボイスと申します口から口へいゆる通信でやつておりますものを、全部機械的にこれは飛行機に送信をする、こういうことでございまして、飛んでおります飛行機に對して、この目標に對してどの方向に行けといふような指示を口でやります場合と、それから機械的にやります場合とでは対象が幾つになるとか、あるいは高度がどのようになるか、あるいは非常に違つて参ります。しかし、少なくとも、かりに従来八分かかるものをいたしますれば、それが時間が半分以下になるものといふようなものでございまして。

よりまして短縮されます時間といふものは、レーダーに写りました目標に對して、それぞれの基地からいゆるスクランブルと申しますが、飛行機が飛び上がったつてその目標に會敵する間の時間の短縮の問題でございます。その目標の高度、速度並びに目標の数によりまして非常に違つて参ります。それが人間でやつております場合には、たとえば一人でもって目標を追ひます場合には、せいぜい三目標しか追えないという場合でも、この機械を入れますといふと、百目標までいける、こういうような違いが出てきます。従ひまして、一般的に何分違ふかといふことに對しましては、抽象的に何分といふことを申し上げられる筋のものではないと思ひます。

○委員長(吉江勝保君) ちよつと速記記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記を始めて。

○國務委員(海原治君) もう一つ。今度の輸送機、この輸送機がYS-11というやつですが、國産にかえられるようでありまして、衆議院ではこのC46といふものをYS-11にかえるといふことは、これはロッキードがグラマンかという同じような問題があるのだというふうな発言がありまして、どうするのだというふうな聞きました。それに対しては、海原局長の答弁は、C46というのは今四十四機ある、四十一年の末に、すなわち第二次計画が終わるまでに大体四十機ある。従つて、新しい次期輸送機といふものを考へるか考へないか、

そうした検討は要らぬような答弁をしておられた。今回この第二次防衛計画の中に新しく出たのですね。どういふ経過で出たのか、これを伺いたい。なお、新しい次期輸送機というものは、どうも軍用輸送機としては不適当だといふふうな考え方が一般化されているわけですが、いろいろな理由をあげておられますが、そういう点について、この衆議院において答弁されたものと変わって、ばいとしてきたのですね、経緯を一つ聞きたい。

○政府委員(海軍治君) 衆議院で私お答えいたしましたことと現在考えておりますことは違っておりません。と申しますことは、YS-11と称せられ、現在設計の型でございます飛行機をC46にかえるという思想ではございません。C46は今おっしゃいましたように、四十一年度におきましても約四十機程度を保有いたしておりますので、これを何にかえるかということは二、三年後の問題として考えてつけようなものであります。ただ、航空自衛隊におきましては、いわゆるサイド等にございます機器を定時的に点検するとか、あるいは人員輸送とか、そういう用のために、若干のそういう輸送機的名ものが必要でございますので、これには今設計されておりますところのYS-11というものが、あるいはこれが使用できるのじゃないか、こういうことで、一応二次計画におきましては数機を考へてみたい、こういうことでございまして、もう一度申し上げますと、C46にかわるものとしてのYS-11ということではございません。

○鶴岡哲夫君 長いようですから、一応これで私の質問は終わります。

○高瀬荘太郎君 私、提案されております防衛庁設置法改正の問題につきまして少し質問をいたします。

今度の改正で定員が一万一千七十四人増加することになっておりますが、しかし、他方で欠員が二万何千あるというお話であります。その間にどうも矛盾を感じられるわけでありまして、その点を伺いたしたのであります。その欠員になっております陸、海、空の内訳を一つ伺いたいということ、欠員になっておる原因にはずいぶんいろいろあるだろうと思ひますが、応募人員が足りないとか、応募者が十分あるが、質が悪いとか、あるいはその他の理由があるかと思ひますが、その点を一つこれは十分御説明を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 先ほど鶴岡委員の際にもお話を申し上げたのであります。陸上自衛隊におきましては欠員が多いのであります。これが二万二千余であります。海上あるいは航空におきましては五百台になっております。また、今回定員の増員をお願いいたしておりますものは、ほとんどは海、空でございまして、一万三千のうち、自衛官は一万一千でございまして、そのうちの千五百だけが陸上自衛隊、残りは海、空でございまして、海、空に増員をお願いいたしますのは、航空機、艦船、こういうものがございまして、それに必要の要員、あるいは整備要員、これをやらしていただく募集の点につきましては、従つて、海、空においては募集の諸問題はあまりございせんが、陸上自衛隊において二万の欠員があつて千五百名の増員に

なつてゐる、これが矛盾ではないかという御意見だろうと思ふのであります。それは私もよく一応わかるのであります。千五百名増員いたしますのは、御承知の通り、建設部隊として各方面の御要望に備へまして、民生安定のための施設部隊、大隊その他をふやして参りたい、これでございます。それから二万二千名の欠員に對しましては、御存じの通り、これは先ほど来御議論がございましたように、この分を一切削つて、十七万を十五万に下げたらどうだといひますが、一つはこういうことがございまして、従来とも、この自衛隊は普通の官庁と違ひまして、年に何回となく入れかわるわけでありまして、四月一日に入れかわるというより、なんのじやございせん。採用期もたびたびやつて参ります。試験のことなどもたびたびやつて採用いたして参ります。その間に非常に流動性として参ります。従来とも予算面において、充足率といふものを百パーセントには見えておりません。また、その結果、最近でない数年前におきまして、十七万でない十六万前後のときでも、一万名からないし六千名の常時欠員といふものはあつて、あるときはそれが上がる、あるときはそれが下がるというふうな状況でございまして、最近の趨勢は、それにプラス経済上の諸事情が、若い青年たちを他の職業に誘引されるというところで欠員がふえてゐることは私も認めるのであります。そうすると、その分だけでも編成をくずしてやつたらどうかという一つの議論も立つと思ひますが、そこは軍のと申しますか、自衛隊の特殊の性格を御了解いただきたいと思ふのであります。御存

じの通り、隊の編成は一種の戦闘要員でございまして、それに対して常時編成といふものをきめて、下の方、あるいは中間段階等の指揮系統といふものや、あるいは基幹要員といふものを持つていなければならぬわけでありまして、また、同時に、兵営に對しては、いす、テーブルがあるだけじゃございせん、それに対する什器、言いかえれば兵器、装備あるいは宿舎、こういうふうなものも平時編成として考えなければならぬ。これらを合わせるという、自衛隊の編成といふものを、ただ欠員が少い、あるいは相当ふえたから急激に変へるということも、なかなかこれはかえつて一日でできないものでありますから、一日でできないという意味は、むしろそれだけの編成が下から積み上げてくる場合に必要だということになって参ります。それを装備から一切の關係で、急激に、ただ応募が少ないから減らすということ、私は、自衛隊の性格からその目的に反して、こういう趣旨で、欠員に對しましては募集の努力、充員の努力はいたしますけれども、一応陸上自衛隊の編成はくずすことはいけなひのではないか、こういう意味で十七万名の定員と建設隊の千五百名をお願い申し上げて、十七万、千五百名という法律上の定員の改正をお願いいたしておるのであります。

なお、それから募集の打開につきましては、いろいろな工夫をこらしておられまして、これはまた必要がございましては申し上げますが、一つの例として、自衛隊を志願して参ります。しかしながら、同時に、隊が終わつて任務

が解かれた後に於ける職業安定と申しますか、雇用安定、こういうふうなものをやはりわれわれは、これはいろいろ雇用協議会等を関係省と持ちまして、産業界と連絡いたしまして、こういう面にも打開を求めて参りたい、こういう考えでございまして。

○高瀬荘太郎君 ただいまの御答弁であります。まあ實際問題として、常時数千名か一万名ぐらゐの欠員はどうしてもある、こんなふうなお話でありましたが、もし常時そのくらいあるんだとすれば、これを考慮して定員をお考えになつても、そうお差しつかえがないのではなからうか、こう考えますが、その点はどうお考えになりますか。

○国務大臣(西村直己君) これは常時という言葉がちょっと足りないかも知れませんが、年間平均としての通常の状態におきまして、六千名から、多いときは八千名ないしは一万名でございまして、これは御存じの通り、自衛隊といふものは年間に相当入れかわつて参ります。それから同時に、志願制でございまして、それから同時に、翌日ばつと入れるというわけにもいけません。ある期間を置いては試験採用して参るわけでありまして、集団的に入れて参るわけでありまして、一人だけそれじゃ入りたいからといって、翌日ばつと入れて埋めて参るわけに参りませんから、平均いたしますとそういうものもあり得る。それから、そういうふうな平均の欠員に對しましては、われわれは予備自衛官といふものを一応持つておられます。いざ何かのときにそういう予備自衛官をもつて充足すれば、基幹に当たる中堅以下の指揮官といふも

のはこれを把握して戦國態勢を強化できる、こういう考え方で編成というものを持っております。

○高瀬莊太郎君 長官のお話し、ある程度わかるわけでありませうけれども、定員をおおきめになるにつきますと、いろいろな条件を考へて、最も適當と考へる数をおおきめになつてゐるのだからと思ふのです。そうしますと、まあ予備自衛官があるから補充はできると申しましたが、やはり現在の自衛官といふものが、始終定員ぐらい充足しておらないと、防衛上の計画がある程度狂ひやしないかと、こう考へるわけでありませう。まあそれはお考へいたただくとして、ただいまもお話がありましたが、経済界の状況等から見まして、応募者についていろいろ問題が現在においてはある、こういうようなお話でありましたが、現在の状況から見まして、応募者の状況なり質がどんな程度になつておられますか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) われわれは、先ほどお話が出ましたが、応募者の倍率は少しは下がつてきております。しかしながら、われわれはそれをもつて、ただいたすに数をそろえようという考へでございませう。一定の条件に合つて、やはりできれば優秀な人たちを入れて参りたい、こういう意味から申しますと、現在のよう

はり国土を守るといふ一つの考へ方の基礎になつておる人もあらうと思ひます。そこで、その若い青年たちが将来上級幹部になつていく道を聞くことももつと研究しなければならぬ、あるいは同時に、除隊といふことも、隊を去つていく後における就職の安定でございませう。こういうようなものも、もつとわれわれの機關として、國家機關としての組織的な方法でいろいろ工夫をこらして、われわれにも努力、打開する道があるから、必ずしもこれは前途にその憂慮すべきというか、なかなか困難な面もございませうが、まあ、各國の例を見ましても、志願制におきましては、まあこういう事態にぶつかつてくるのは、イギリスにおきましても多少そういう傾向がございす。と申しまして、われわれは徴兵といふようなことは現在全然考へておらないわけでありませう。

○高瀬莊太郎君 応募者の倍率はどの程度になつておられますか。
○国務大臣(西村直己君) 人事局長から申し上げさせます。
○政府委員(小野裕君) 三十五年度を通じて、陸上自衛官、二等陸士でございませう一般隊員の応募者倍率は四・四倍でございませう。従来は五倍ないし六倍でございませう。
○高瀬莊太郎君 十分優秀な応募者はなかなか得にくいというやうな事情であります。こういうことはお認めのやうであります。せつかく定員を作りまして、そうして給与も払い、防衛を計画するといふ以上は、できるだけやうに優秀な者を入れなければ目的は達成できなかつたであらうと思ふのです。その応募者について優秀な者を得にくいといふ事情は、ただいま長官がおっしゃつた経済的な事情とか、職業的な事情もむろんありませうが、一般的に青年たちの國防觀念、自分の國を守るという氣持がどうも十分でないのじやないか、また、一般世論も、一般國民の氣持も、そういう点についてはなほだ十分じやないかと私は考へるわけでありませう。そういう点につきまして、一つ十分お考へを願ひたいと思ひます。次に、別の問題であります。お伺いをしておきたいと思ひますのは、今度の定員増加の内訳を見ますと、自衛官と自衛官以外の職員比率が、どうも職員が非常に多い、この事情を一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 今回の増員におきましては、先ほどから長官から御答弁がありましたが、自衛官の増が一萬一千七十四名、これに對して非自衛官の増員が二千四百六十名でございませう。これはそれぞれ必要に応じて増員を要求してゐるのでありまして、内局八人、防衛研究所八人、防衛大學校四十人、技術研究本部二百一十六人、建設本部二十人、調達実施本部二十人、海上自衛隊千二百四十九名、航空自衛隊八百九十一名、統合幕僚會議事務局職員十七名となつておりますが、このうちには相當數非常勤職員を定員化したものも入つておるわけでございます。

○高瀬莊太郎君 大体内訳はわかつておるわけでありませうけれども、今の御説明でも、學校ができるとか、事務局關係が拡大されるとか、そういうこととはよくわかるのですが、今の御説明の中でも、海上自衛隊の職員が非常に一時にふえてゐるわけですね、これはどういふわけですか。

○政府委員(加藤陽三君) 海上自衛隊の増員は千二百四十九名であります。そのうち陸上要員が千五百七十七名、このうちの七百名といふものは、これは工作所といふものを持っております。簡単な修理等をいたします。この所の非常勤者の常勤化でございませう。あとは三百五十七名、これは補給その他の事務に従事する者でございませう。そのほかの百九十二名が航空關係の補給及び厚生關係その他の要務に當つてゐる者でございませう。

○高瀬莊太郎君 ただいまの御説明で十分にはよくわかりませんが、何か今までのやうに自衛官以外の職員のやる仕事につきまして、今までは交わつたところができたわけではございませうか。
○政府委員(加藤陽三君) その点は、毎年今までも航空機や艦艇等がふえて参りまして、それに應じて補給あるいはいろいろな仕事が増えたわけでございます。そのうち、自衛官でなく、一般の職員でやらせる方が適當だと思はれる仕事は例年予算の要求をして参つておるわけでございます。

○高瀬莊太郎君 私は、自衛隊そのものについてはしつとよくわかりませんが、一般の事業所の例から申しますと、現場の職員と事務の職員との割合といふものが始終問題にされてゐるわけですね。現場職員の數に比べて、事務職員があまりに多いといふ場合がかなりあるもので、ことに日本にはそういう例が多いやうです。従つて、能率が上がらぬといふやうな場合もあるわけでありまして、まあ内閣のこまかいことについては、私はよく研究してございませうから、御批判申し上げるわけに参りませんが、そういう点で疑問を持ちます。何とかさういふ点も十分今後御考慮をいたしたいと思ひます。

私の質問は終わります。
○大谷藤之助君 ただいま審議中の兩案に對する質疑を終局し、直ちに討論、採決に入られんことの動議を提出いたします。

○上原正吉君 私は、ただいまの大谷君の動議に賛成いたします。
○委員長(吉江勝保君) ただいまの大谷君の、兩案に對する質疑を終局し、直ちに討論、採決に入られんことの動議が提出され、賛成者がございませう。本動議は成立いたしました。本動議を議題とし、採決を行ないませう。(不信任案が出てゐると呼ぶ者あり、その他発言する者多し)
大谷君の動議に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)
○委員長(吉江勝保君) 多數でございませう。よつて本動議は可決されました。よつて本案に對する質疑は終局したものと決定いたしました。(不信任案、不信任案、「ただ紙を出してわかるか」「不信任案は合法的に出していいんじゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)
よつて本動議は可決されました。よつて兩案に對する質疑は終局することと決定いたしました。

○高瀬莊太郎君 一面におきまして、よくそれじゃ待遇が悪いからという御意見がありますが、國防に志願してくる青年は、必ずしも金銭だけで計算してゐる者ばかりではないので、や

はり國土を守るといふ一つの考へ方の基礎になつておる人もあらうと思ひます。そこで、その若い青年たちが将来上級幹部になつていく道を聞くことももつと研究しなければならぬ、あるいは同時に、除隊といふことも、隊を去つていく後における就職の安定でございませう。こういうようなものも、もつとわれわれの機關として、國家機關としての組織的な方法でいろいろ工夫をこらして、われわれにも努力、打開する道があるから、必ずしもこれは前途にその憂慮すべきというか、なかなか困難な面もございませうが、まあ、各國の例を見ましても、志願制におきましては、まあこういう事態にぶつかつてくるのは、イギリスにおきましても多少そういう傾向がございす。と申しまして、われわれは徴兵といふようなことは現在全然考へておらないわけでありませう。

○高瀬莊太郎君 十分優秀な応募者はなかなか得にくいというやうな事情であります。こういうことはお認めのやうであります。せつかく定員を作りまして、そうして給与も払い、防衛を計画するといふ以上は、できるだけやうに優秀な者を入れなければ目的は達成できなかつたであらうと思ふのです。その応募者について優秀な者を得にくいといふ事情は、ただいま長官がおっしゃつた経済的な事情とか、職業的な事情もむろんありませうが、一般的に青年たちの國防觀念、自分の國を守るという氣持がどうも十分でないのじやないか、また、一般國民の氣持も、そういう点についてはなほだ十分じやないかと私は考へるわけでありませう。そういう点につきまして、一つ十分お考へを願ひたいと思ひます。次に、別の問題であります。お伺いをしておきたいと思ひますのは、今度の定員増加の内訳を見ますと、自衛官と自衛官以外の職員比率が、どうも職員が非常に多い、この事情を一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 今回の増員におきましては、先ほどから長官から御答弁がありましたが、自衛官の増が一萬一千七十四名、これに對して非自衛官の増員が二千四百六十名でございませう。これはそれぞれ必要に応じて増員を要求してゐるのでありまして、内局八人、防衛研究所八人、防衛大學校四十人、技術研究本部二百一十六人、建設本部二十人、調達実施本部二十人、海上自衛隊千二百四十九名、航空自衛隊八百九十一名、統合幕僚會議事務局職員十七名となつておりますが、このうちには相當數非常勤職員を定員化したものも入つておるわけでございます。

○高瀬莊太郎君 大体内訳はわかつておるわけでありませうけれども、今の御説明でも、學校ができるとか、事務局關係が拡大されるとか、そういうこととはよくわかるのですが、今の御説明の中でも、海上自衛隊の職員が非常に一時にふえてゐるわけですね、これはどういふわけですか。
○政府委員(加藤陽三君) 海上自衛隊の増員は千二百四十九名であります。そのうち陸上要員が千五百七十七名、このうちの七百名といふものは、これは工作所といふものを持っております。簡単な修理等をいたします。この所の非常勤者の常勤化でございませう。あとは三百五十七名、これは補給その他の事務に従事する者でございませう。そのほかの百九十二名が航空關係の補給及び厚生關係その他の要務に當つてゐる者でございませう。

意見もないようでございます。

討論は終局したものと認めて御異議
ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより採決に入ります。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案
及び自衛隊法の一部を改正する法律
案、以上両案を一括して問題に供し
ます。両案を原案通り可決すること
に……(委員長、討論をさせないのか)
と呼ぶ者あり) 討論者がございませ
んの、発言がなかったから次に行つた
のですけれども、討論があるなら発言
を許します。

○横川正市君 ます私は、委員長に、
討論に入る前に、あなたが議事進行さ
れた部分について取り消しをしてもら
うように要求します。

○委員長(吉江勝保君) 承知いたしま
した。

討論に入ります。御意見のおありの
方は、賛否を明らかにしてお述べを願
います。

○横川正市君 それでは、ただいま議
題になりました防衛庁設置法の一部を
改正する法律案並びに自衛隊法の一部
を改正する法律案両案に対し、日本社
会党を代表して反対の意を表するもの
であります。

まず、私は、大谷君から出され、そ
して賛成を得て成立をしたといひます
けれども、いささかこのやり方という
のは取り込んであるんじゃないか、少
なくとも私どもの方では、さきに五者
会談で正常化の方向がきめられて、社
会党、民社党ないしその他の賛同者が
終わつたときには、討論終結の動議が

あるなしにかかわらず、これは終結し
たものと見、従来の法案の終結のとき
と取り扱ひを同じにやるべきだと思
うのです。しかるに、この全部が終わ
つたときに打ち切りの動議をして議事
を混乱せしめ、拙劣のきわみだと思
うのです。この点については、もう過ぎ
たことですから、多くは言いませんけ
れども、自後の議事の運営について
は、十分一つ考えていただきたいと思います
います。しかも、いい年をして、若者
のように前書きをしながら今のよう
な混乱を起こすことは、国民の前に恥
ずかしいと思ひませんか。私は、それ
でさつきから討論はどうかと言つて
私が発言を求めているのに、何かほか
のことと誤認をして、一方的に討論の
打ち切りを行なうなんということは、
全くなつておらぬと思つては、そこ
で、私は、この両案をいろいろ審議を
した経過から見て、まずやはりわが党
が方針とする七万程度の警察予備隊と
して運営を戻すべきである、こういう
ふうにまず最初考えを明らかにしてお
きたいと思ひます。しかも、この自衛
隊が、警察予備隊から発足をいたしま
して十年経過いたしました。しかし、そ
の十年の経過過程の中で、防衛問題と
いうことになりましたと、国会の論議は
このように紛糾いたしました。さらに、
また国内においては、この問題に関す
る限り、少なくとも一致した意見とい
うものはないと思ひます。独善的に
おれの方が多い、おれの方が多いとい
う、そういう考え方があつても、多数
の支持の上に立つて世論がこれを支持
しているという状況にはないと思ひ
ます。そうなりますと否定をする者、
あるいは賛成をする者と、国会や一般

の世論で論議が集中してくる、そ
ういふこと自体が、一体この防衛といふ問
題と関連して、万全を期すことになる
のかどうか、これはきわめて私は遺憾
な問題だと、こう考えております。しか
も、この防衛の第一線についておきま
す人たちは、これは国会の審議がどのよ
うにあり、世論がどのようにあつても、
法律が制定されてから生まれたもので
ありますから、その任務についておる、
仕事についておる人々には、私は、直
接には責任はないと思ひます。しかし、
このことを決定する政治的なその論議
の場所と、それから一般の国民の世論
がいかにあるかを、これを論議しない
で、一方的に力押し切つて作られる
防衛力が、防衛力としてその値がある
かどうか、この点は、私は、当局者も自
民党の皆さんも、真剣に論議すべきこ
とではないかと思ひます。しかも、そ
ういふものから成り立つた防衛力は、
先般私どもが論議の中で明らかにいた
しましたように、充実しようとしても
行き足らない、それかといつても引き
下がれない、中途半端な形で、あれは
どうした、これはどうしたと質問いた
しました。これに対しては満足な答
弁がされておらない、こういう状況下
に置かれておるのであります。そこで、
私は、国論が世論の中で一致をして、少
なくとも防衛の任務につく者が、ほん
とうの防衛の任務の果たされる状況に
なるのには、これはやはりわが党もそ
の主張をいたしております警察予備隊
七万程度の状況に戻すべきである、そ
ういふところから発足して、初めて国
の防衛の任務につく大きな基礎が作ら
れるものと私は考へるわけです。

さらに、今私どもはいろいろと論議を
いたしてききましたけれども、その論議
の中で、きょうの新聞でも明らかにさ
れておりますが、まず防衛二法が出る、
それからその次に防衛の基本的な構想
として第二次計画が出されてくる。そ
の中に、少なくとも国民の世論に訴へ
て、かくあるべきだといふ支持をもつ
て出てくる計画といふものは、過去
の第一次防衛計画も第二次防衛計画も
なかったと思ひます。いつでも防衛
計画は一部の者の中でのいろいろと相談
をされて、そして国会の論議を通じて
出されてくる、これが私は一つの防
衛計画としては大きな欠陥であると思
ひます。その点では、一つの内閣や一
つの政党が、思惑や党派でもって考え
たという、いわゆる筋道の通らない防
衛計画といふものは、これはおそろく
防衛のための役立つ力にはならない
で、国内的には対立を激化せしめて、
言いかえれば三十八度線に常に国内に
持ちながら、防衛の役割といふものを
半減し、三分の一にするような結果に
なつて運営をされていくという、こう
いう状況が出てくる。この点から見る
ならば、まさに防衛ではなくして、国
内にトラブルを導入するといふことで
あつて、ほんとうの任務につくといふ
ことには私はならぬと思ひます。し
かも、これがどこからきたのか。私は、
敗戦でもって日本の国民がその生
活の日常のことにも事欠いているとき
に、たまたま朝鮮戦争といふ事態がア
ジアに起こり、そして至上命令とし
てGHQから出された命令によつて作
られた自衛隊といふものがたどつてき
た十年の歴史といふものは、これは私
は、少なくとも自衛隊の将来、まあ展
望できる将来の形からいって、大きな

根本的な問題として壁だと思つのであ
ります。

それから第二の問題は、私は、き
ょう新聞で明らかにされましたよう
に、社会党が参加いたしております
けれども、憲法調査会の第三小委員会
の報告を見ると、あなたたちがいかに
憲法の解釈から、自衛力がある、個有
のものがあつていふためには、憲
法をかくかく改正しなければならぬと
いう意見が、あなたたちから選ばれた
委員によつて明らかにされていくわけ
であります。そういたしますと、この
防衛の任務についておる人々たちの一番
大きな疑問点とされるのは何かといへ
ば、こういう憲法上疑義あるもので、
改正しなければならぬといふことを多
くの人が言つておる。この大きな
世論の中で、防衛任務についておる人
たちの疑義が私は発生してきていると
思つておられます。国会でいかにごま
かしてみても、これはごまかし切れな
い現状だと私は考へるわけでありま
す。そうなりますと、今私たちが何を
すべきかといへば、この条項をあなた
たちは、国民の、世論の手によつて実
施をするか、あるいはそれを実施しな
いか、この二つに限定されると思ひ
ます。(委員長、不信任が出てくるの
だから、理事とかわるべきじゃない
か。)と呼ぶ者あり)

○委員長(吉江勝保君) 委員外の発言
はとめます。どうぞ。(議事進行)

と呼ぶ者あり、その他発言する者多
し)着席して下さい。討論は始まつて
おります。(委員長、資格はない)と
呼ぶ者あり) 委員外の発言はとめま
す。(不信任案を出しているじやな

いか「討論中じゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。委員外の発言を禁じます。(委員長、委員でない者がこの議場に入つて審議を妨げるような者は退場を命じなさい)大谷君の発言中に、私は同時に委員長不信任案を出しているのだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、議場騒然。

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけて。他に討論をする方はございませんか。

○塩見俊二君 私は、ただいま提案中の防衛に関する二法案に對しまして、自由民主党を代表して賛成の意見を申し述べたいと存じます。

世界の平和は全人類の熱望であり、また、各国の政府におきましても、たゆまざる努力を続けておるのであります。その相互の不信は依然として根深いものがあるのであります。不幸なる事態は、膨大な軍力と背景とする各国間の力の均衡によつてからくも保たれておる状況でありまして、このことはまことに遺憾とするところであります。ことに極東方面におきましては、現地における政治、経済の不安定と相待ちまして、東西両陣営の冷戦の焦点となり、絶えず局地的紛争発生を危機をはらんでおるのであります。かような国際情勢にかんがみまして、わが国の一切の防衛努力を否定し、無防備中立論を唱へることは、あまりにも現実を無視した理想論であり、わが国の独立と安全のためには、むしろ有害なる理論と言わなければならないのであります。わが党の絶対にとらざるところでございまして、わが自由民主党におきましては、大多数の国民とともに

に、国連の活動を積極的に支援し、志を同じうする自由主義諸国家と提携をし、同時に、わが国の国情に應じ、また、国力に應じ、必要最小限度の自衛力を整備して、わが国の安全と平和を守り、ひいては世界の平和に寄与せんとするものであります。

今回の両法案の改正は、以上の趣旨に基づきまして、第一には、若干の自衛隊員の増加をはかり、第二には、陸上自衛隊の十三個師団への編成がえ等の、わが国の国情、地形等に應ずる自衛隊運用の効率化をはからんとするものであります。必要最小限度の自衛力増強のために、まことに適正なる改正であると思存するのであります。

以上申し述べまして、私の賛成討論を終わります。

○田畑金光君 私は、民主社会党を代表し、ただいま議題となりました防衛二法案に對し、反対の意見を述べさせていただきます。

反対の第一の理由は、憲法上の疑義に對してであります。今回の改正は、第一次防衛力整備計画の補完作用であり、第二次防衛力整備計画とは無関係なりというものが政府の態度であります。陸上自衛隊に對して、現在の六管区、四混成団を十三個師団に改編するがごときは、重要な軍の編成組織の改編であります。第二次計画の土台をなすものであります。われわれは、いわゆる無防備無抵抗主義の上に立つ逃避的孤立主義者でもなければ、また、中立の名において、巧みに共産主義陣営の世界侵略の一環に利用される中立的主義の立場に立つものでもありません。独立国として自衛権を持つことは当然の理であると考えます。従つて、主権国家が自衛のための最小限の措置をとる

ことは避け得ることだと考えます。

しかし、それはわが国の憲法の特長性と精神にもとるものであつてはなりません。われわれは、従来、保守党の防衛政策は平和憲法をはるかに逸脱していることをしばしば糾弾して参りましたが、さらに驚くことは、去る五月二十九日、自民党の国防部会で発表された防衛基本方針の内容と構想についてであります。自民党の基本方針によれば、政府の第二次計画はなまぬいとして退け、世界冷戦の激化を前提として、コンゴ、ラオス、キューバ、韓国等に見られる局地的紛争、革命、クーデターにいたく刺激され、直接、間接侵略に對処し得る自衛隊の強化を急ぎはかるべしという思想であります。日米軍事同盟を薄めるのでなく、ますます強化しようとするものであり、最近の韓国との接近に見られるように、NATO結成への危険すらうかがわれ

ます。ことに防衛基盤の確立のために、国民の防衛意識の高揚を取り上げたり、安全保障の相互体制を確立するための国家安全保障會議を設けたり、また、暗い悲惨な時代を回想させる防衛法の制定を提唱しておりますが、これらの構想を一貫するものは、自衛隊の量的拡大をはかるだけでなく、質的転換を意味し、高度国防建設の方向に突つ走る危険性を内包するものであります。御承知のように、内閣に設けられた憲法調査会は、この八月以降、憲法の具体的条項について改正の是非を論議する段階に入つていて、聞いておりますが、自民党の憲法調査会では、本年十月末を目途に、憲法改正案をまとめ上げるため鋭意作業中であり、同調査会のもとめた憲法改正の基

本構想は、新しい憲法創設であり、抽象的な理想国家の姿を規律するものでなく、日本民族の歴史、精神に根をおろしたものであることであり、また、立案にあつては、敗戦に際しての国民の反省を加味するが、その後の政治思想の変化を貴重な事実として取り入れることとあります。これに關連して思い起こすことは、昭和十九年十一月五日、時の自由憲法調査会のもとめた日本国憲法改正案要綱案であります。これによれば、国の安全と防衛に關する一章を設けること、

第九条を書き改めて、軍の最高指揮権は、内閣を代表して内閣総理大臣に置き、国防會議、軍の編成、維持、戦争並びに非常事態の宣言、軍事特別裁判所、軍人の政治不関与並びに權利義務の特例等、軍事に關する最小限の規定を設けること、また、国防に協力する国民の義務並びに戦争または非常事態下における国民の權利義務の特例についても別途考慮すること等をうたつておりますが、今回与党の発表された国防基本方針は、憲法改正への道を歩むものであります。憲法を守り、憲法の逸脱を許さずという立場から、私は本改正案に反対するものであります。

第二の反対の理由は、先刻もちよつと触れましたが、本改正法案は、日米軍事同盟を薄めるものでなく、ますますこれを強化する方向にあるといふ観点からであります。昭和三十三年夏、時の岸総理が渡米にあたり、同年四月、国防會議は第一次防衛力整備計画を発表し、岸訪米の最大の政治的資産を抛行いたしました。本年六月下旬、池田総理渡米に際し、池田・ケネディ會談では、防衛問題は議題にせず

というのが池田総理、西村防衛庁長官のがんな答弁であります。なぜに

もつと率直に国民に真実を語つてくれないのか、どうして秘密主義に終始しようとするのか、政府に強く反省を求めたいと思ひます。いかに総理が事実を隠蔽しようとしても、現に第二次防衛力整備計画は、総理渡米前、おそらく国会の会期終了と同時に確定案となるであらう。さらに政府の第二次防衛力整備計画を補完し、いな、量的、質的に飛躍的拡大を試みようとする自民党案が、池田総理の渡米を前にして、内外に宣明されたということでありまして、先ごろ隔朝された朝海大使は、池田・ケネディ會談の重要な内容の一つが極東問題であり、極東の軍事同盟の一環として日本の防衛問題に及ぶであらうことを伝えております。

政府が明らかにしたように、本年度以降アメリカの軍事援助は、ドル防衛、日本経済の高度発展から原因して、予定額より減少するといつておりますが、なおかつ五年間を通じ、一千億以上の無償援助を期待されております。この一事から見ても、防衛問題が重要な日米會談の対象になることは当然であります。ことに今回の池田総理渡米は、新安保条約成立後の最初の訪問であるといふことでもあります。新安保条約第三条は、言うまでもなく、パンデンバーグ決議の精神に基づくものであり、わが国は自助及び相互援助の精神に基づき、口先だけでなく、具体的事実をもつて防衛力増強の実をアメリカに示さなければなりません。新安保条約第三条がMSA協定八条を受けて成立している経緯を見れば、右のことは一そう明らかな現実であります。

しょう。にもかかわらず、万事秘密主義に終始し、国民に語らうとしない政府の態度は、口には国民に親しみやすい自衛隊を作るといながら、逆に国民から遊離する自衛隊に追い込むものであります。極東における緊張状態の継続、ことにラオス、ベトナム、台湾海峡の動き、南鮮のクーデターの背景を見るべき、このような情勢下において日米安保体制の強化をはかることは、かえって日本の平和と安全に危険であると考えます。わが党は、安保条約の再改定、防衛協定の段階的解消を主張するものであります。政府与党の立場はその逆であります。本改正案は、かかる緊張を強める方向の一環をなすものであるという立場から、私は強く反対をいたします。

反対の最後の点は、シヴィル・コントロールの点について、すなわち政治の軍事に対する優先確保についての慎重な配慮が立法面、運営面において不十分、不完全であるという点であります。今回の改正により、統合幕僚会議議長の権限強化がはかられております。他方、陸上自衛隊については、従来の六管区、四混成団が十三個師団に再編され、いわば小型化し、わが国土、地形、道路の実情に即する作戦基本単位に切りかえられたというところでございます。人員は減少したが、火力装備、機動力は従前の水準を確保しておりますと申しております。

これを要するに、今回の政府のつた一連の編成がえは、明らかに国内治安の確保に重点を置き、間接侵略を重視して参ったことは明白でありまして、杉田幕僚長は次のことを強調しております。将来の戦争様式を展望する

と、ミサイル戦争は、米ソ二大国の力の均衡によつて、今後絶対に起こらないだろう。また、第二次大戦型の直接侵略方式も、今後はめつたに起こるまい。むしろ今後の戦争は、国内の赤い勢力がデモや叛乱を行ない、これをきつかけに外国勢力が軍事援助をすること、いわゆる間接侵略方式が重要な部分を占めるだろう。政府の防衛の重点を巧みに表現しておると思います。この思想は、つまり陸上兵力中心の間接侵略重点の局地戦能力を備えておけば、今後の日本防衛は大丈夫、あとは安保条約によつて米軍に依存すればよろしい、こういう考え方であらうと考えます。赤城構想においては、陸上の十三個師団再編のねらいは、将来の原子力戦争に備えて、分散と集中を敏捷にするため、師団の小型化と機甲化をはかるということにあったが、いわばアメリカ陸軍のペンタミック師団を基本にしたものであったが、今日は性格を一新し、国内の暴動鎮圧をねらう治安部隊に生まれかわらうとしております。過般本院予算委員会でも問題になりました治安行動草案は、端的にその間の事情を語るものであります。

自衛隊の任務は、自衛隊法に明らかなどごとく、侵略に対し、国を防衛することであり、治安の維持は第二義的使命であります。それだけに、今後の自衛隊の出動を予想するとき、外部からの武力攻撃、いわゆる直接侵略の場合にはほとんどあり得ないことであり、間接侵略その他の緊急事態に際しての治安出動こそ、自衛隊行動の中心になると判断されます。それゆえにこそ、治安行動の際においても、総理大臣が治安出動を命ずるにあたっては、

あらかじめ国会の意思を聞くべきであり、国会、すなわち国民の意思により、自衛隊の行動にコントロールを加えることが基本的に大事であると考えます。遺憾ながらこの意味の配慮が欠けております。また、準備もないようであり、隣邦韓国におけるクーデターは、われわれに多くの教訓を与え、国の軍隊は、大統領、国防長官、すなわち文官の指揮監督下に置かれております。また、一九五〇年七月十五日、時の李承晩とマッカーサー司令官の交換書簡により、韓国軍の指揮権は国連軍司令官の手にあります。また、多くのアメリカの軍事顧問が韓国軍隊の要所に配置されております。言うならば、韓国軍は二重のコントロールのもとに置かれてはいるはずであります。それにもかかわらず、軍事革命が勃発したのであります。クーデターには、それを引き起こす国内の諸条件があったでありましよう。われわれは、これを単に他山の石とするだけでなく、十分教訓をくみ取るべきでありましよう。

ケネディは国防予算特別教書において、軍事力は文官が統制すべきことを強く進言いたしております。このことは、単に防衛庁内局の文官対制服の關係という形式の問題ではありません。戦争の開始、核兵器の使用、戦争の拡大等、政戦両略の決定はすべて文民の権限であり、最終的には大統領の決定であるということです。アメリカ軍は世界各国に駐留し、紛争の可能性ある地域において広範に接触しておる。ボリス潜水艦は常時戦略展開を行ない、実戦の配備についております。戦略爆撃機の一部は空中に待機してあります。警戒体制の強化は、先制攻撃を抑制する役割を果たし得ますと同時に、偶発事故発生時の危険性に伴います。核ミサイル時代の報復反撃は一分一秒を争う。それだけに、軍事に対する政治の優先は、幾ら強調しても強調し過ぎることはあり得ません。これは単にアメリカの問題ではなくて、同時にわが国の立場でなければならぬと考えます。私は、政府のシヴィリアン・コントロールに対する措置、具体的施策が欠けている点を遺憾に思います。これが反対の第三の理由であります。

以上私は反対の理由を述べて参りましたが、政府は野党の意見をも十分にくまれ、反省すべきは反省し、いれるべきは大胆に施策に反映されるよう強く訴えて、私の反対討論を終わることにいたします。

○委員長(吉江勝保君) 他に御意見はございませんか。他に御意見もないうでございしますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して問題に供します。両案を原案通り可決することに賛成の挙手を願います。

○委員長(吉江勝保君) 多数でございします。よつて両案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

なお、本院規則第七十二条により議

長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたしました。ちよつと速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記を起こし

これにて本日は散会いたします。

午後七時五十七分散会

五月三十日本委員会に左の案件を付託された(予備審査のための付託は三月二十日)

一、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

昭和三十六年六月十九日印刷

昭和三十六年六月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局